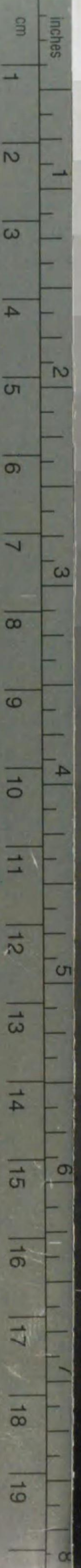
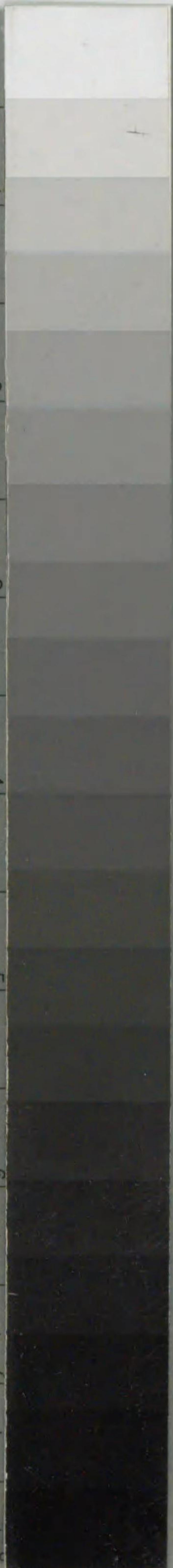


Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19




Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak



708

708-56
1200501584305



1530-68



孝明天皇御事績紀

邦英題



邦英覽

孝明天皇御事蹟





天目山經事贊



仰 興

子輝謹書



業

蘇峰管系之敬恭題



興之天
維新中
護國發
聖之皇
恢弘列

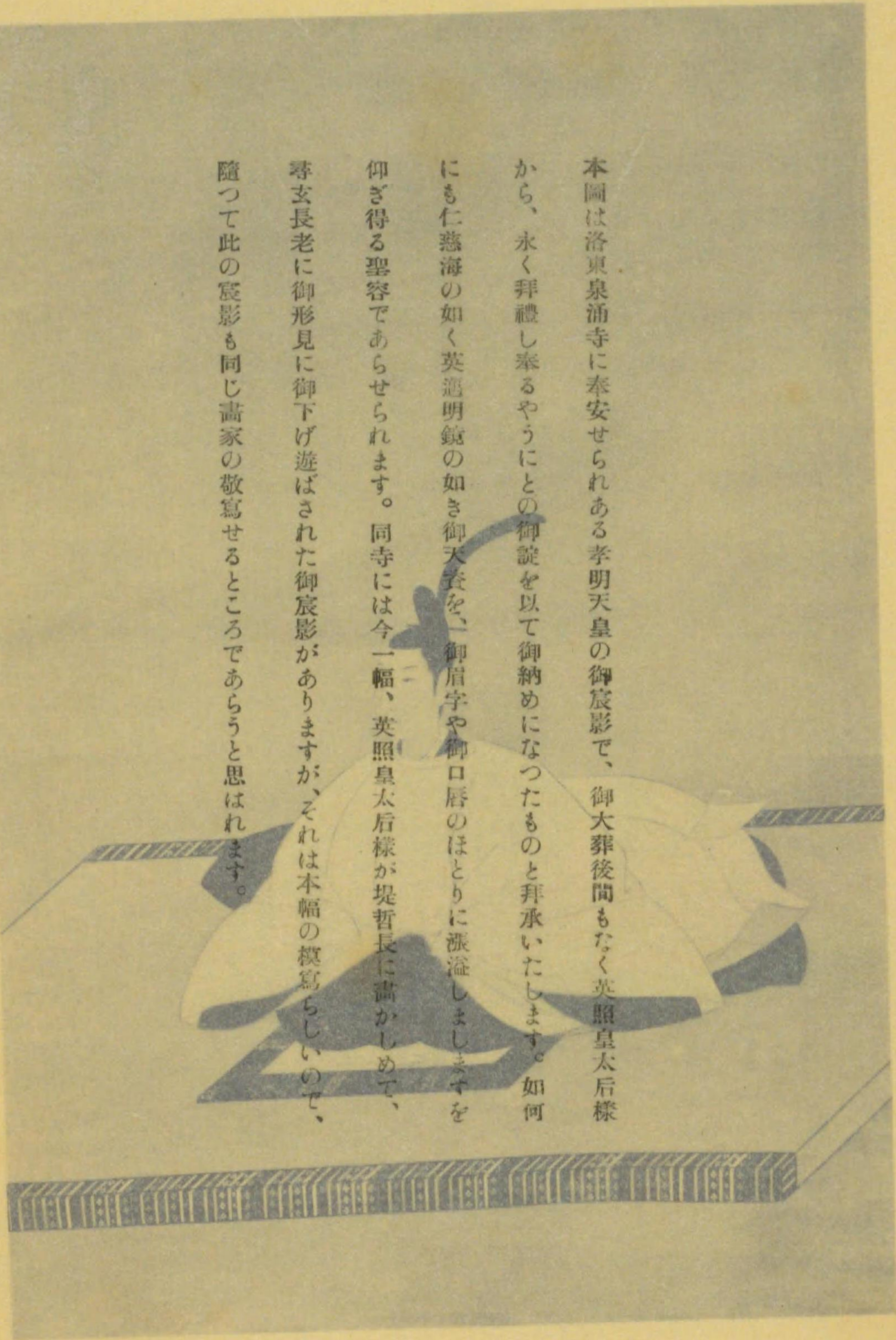


聖之皇
護國發
維新中
興之大
業

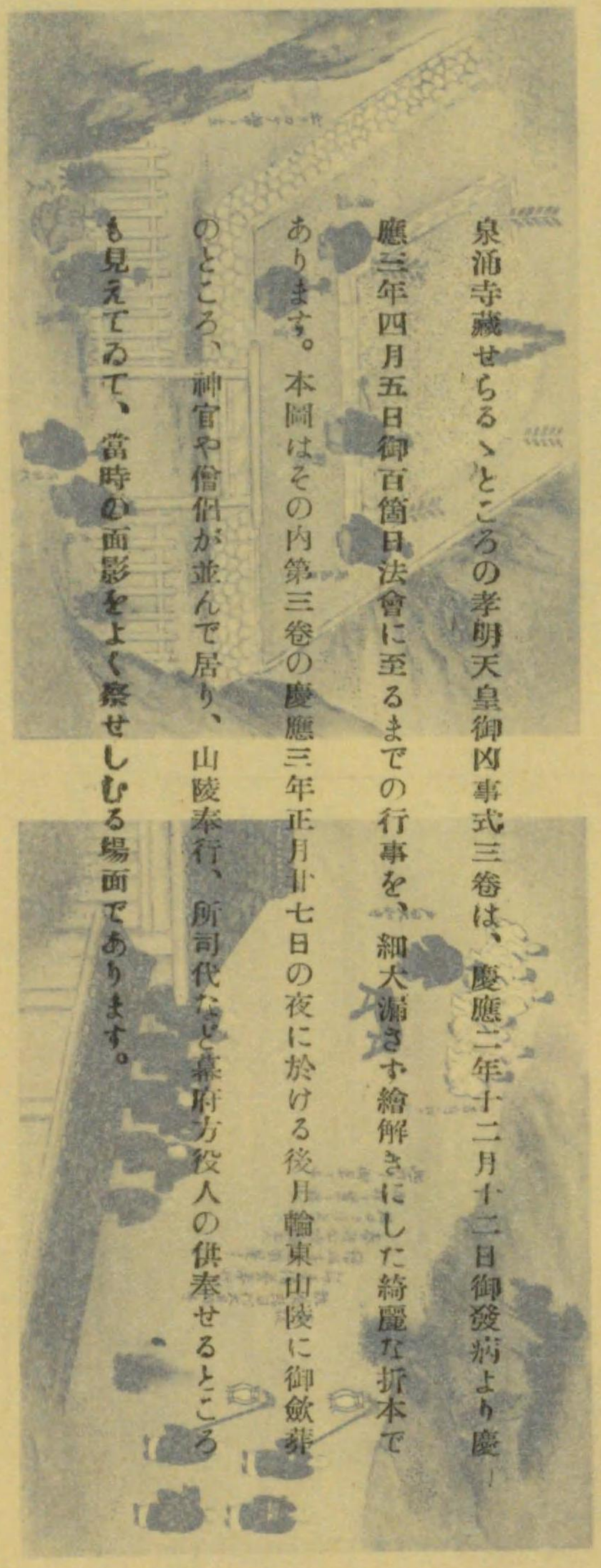
蘇峰管系之敬恭題



本圖は洛東泉涌寺に奉安せられある孝明天皇の御宸影で、御大葬後間もなく英照皇太后様から、永く拜禮し奉るやうにとの御詔を以て御納めになつたものと拜承いたします。如何にも仁慈海の如く英邁明鏡の如き御天姿を、御眉宇や御口唇のほとりに漲溢しますますを仰ぎ得る聖容であらせられます。同寺には今一幅、英照皇太后様が堤哲長に畫かしめて、尋玄長老に御形見に御下げ遊ばされた御宸影がありますが、それは本幅の模寫らしいので、随つて此の宸影も同じ畫家の敬寫せるところであらうと思はれます。



本圖は洛東泉浦寺に奉安せられある孝明天皇の御宸影で、御大葬後間もなく英照皇太后様から、永く拜禮し奉るやうにとの御詔を以て御納めになつたものと拜承いたします。如何にも仁慈海の如く英邁明鏡の如き御天姿を、御眉宇や御口唇のほとりに漲溢しますますを仰ぎ得る聖容であらせられます。同寺には今一幅、英照皇太后様が堤哲長に畫かしめて、尋玄長老に御形見に御下げ遊ばされた御宸影がありますが、それは本幅の模寫らしいので、随つて此の宸影も同じ畫家の敬寫せるところであらうと思はれます。



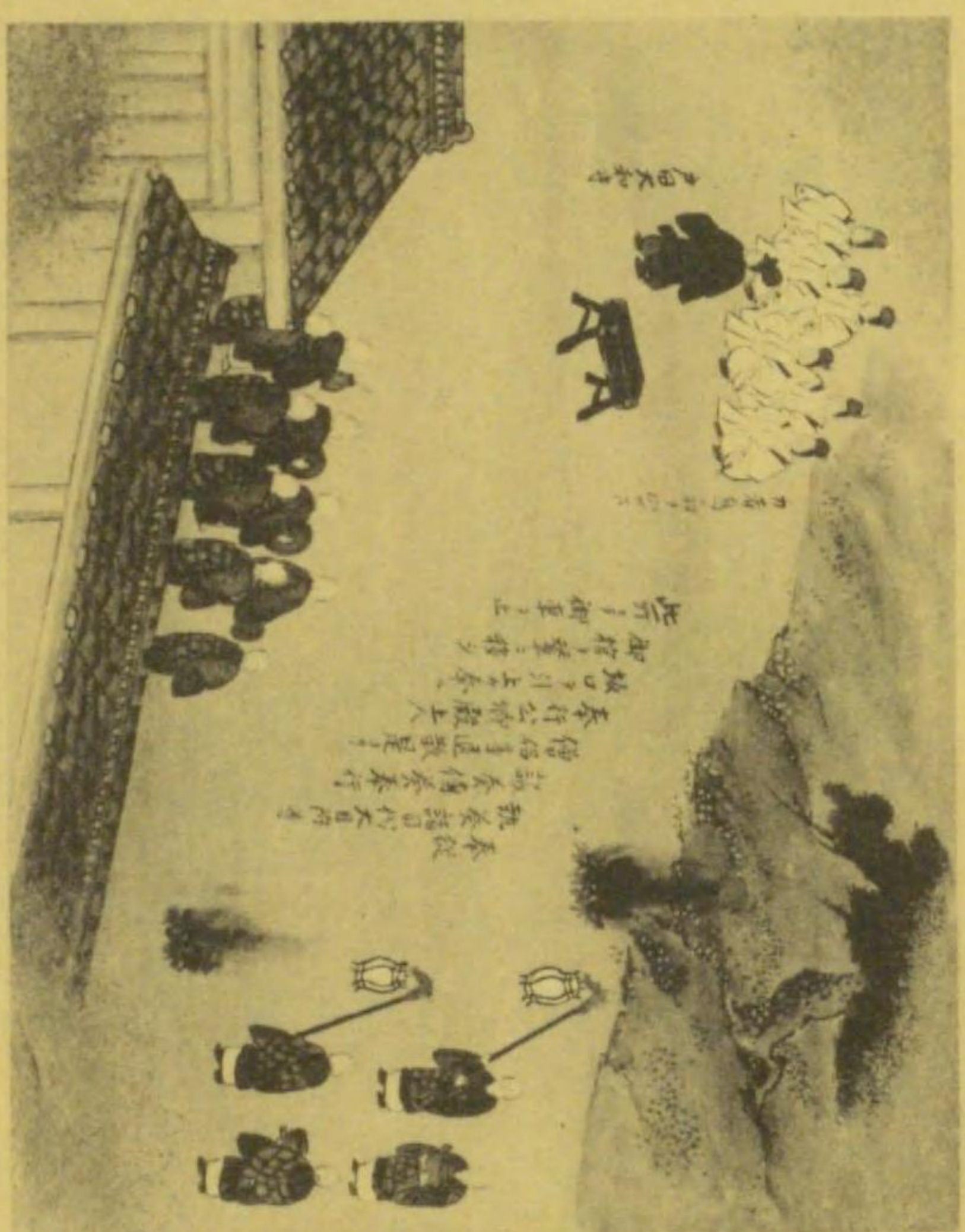
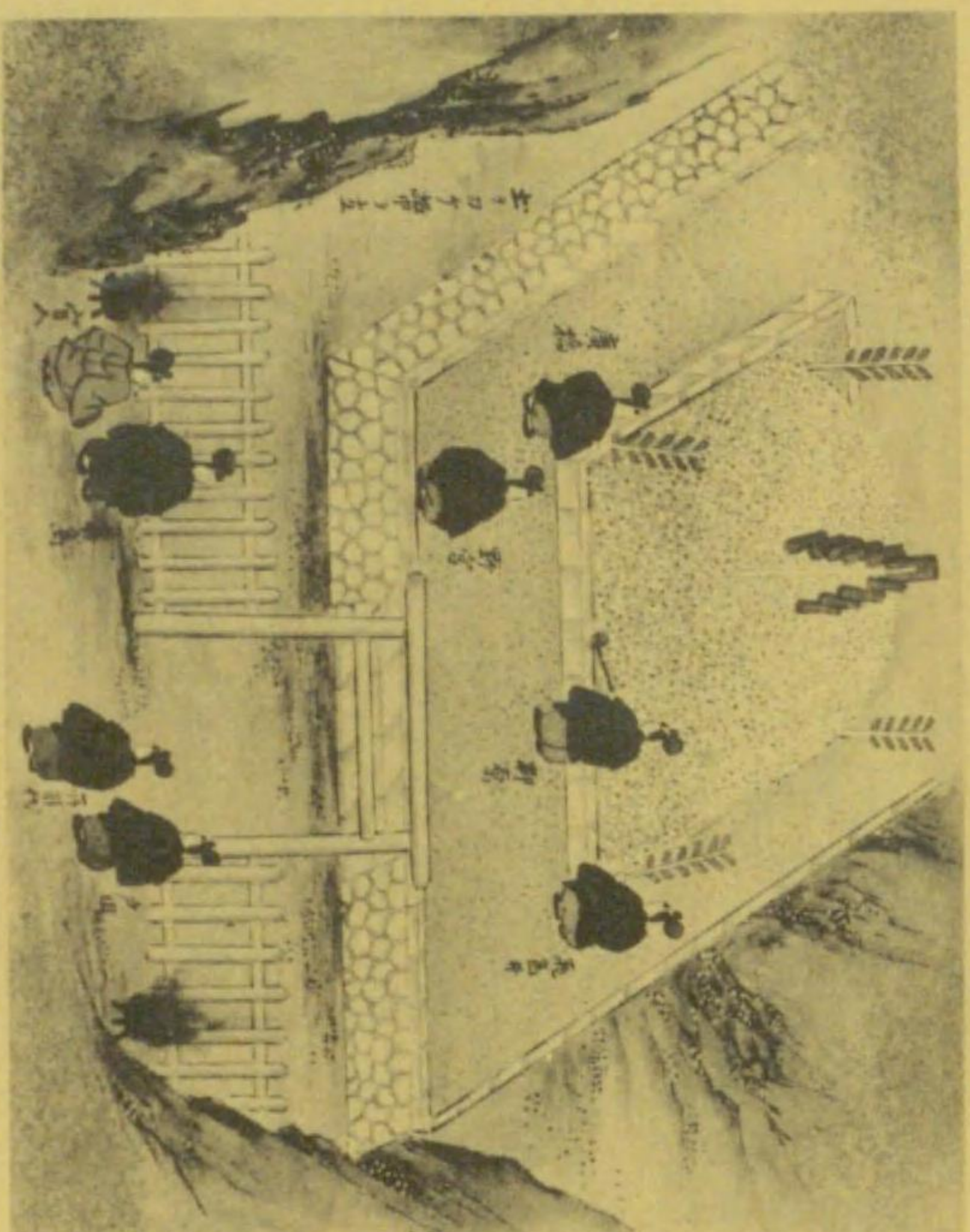
泉涌寺藏せらるゝところの孝明天皇御凶事式三卷は、慶應二年十二月十二日御發病より慶應三年四月五日御百箇日法會に至るまでの行事を、細大漏さず繪解きにした綺麗な折本であります。本圖はその内第三卷の慶應三年正月廿七日の夜に於ける後月輪東山陵に御斂葬のところ、神官や僧侶が並んで居り、山陵奉行、所司代など幕府方役人の供奉せるところも見えてゐて、當時の面影をよく察せしむる場面であります。

泉涌寺藏せらるゝところの孝明天皇御凶事式三卷は、慶應二年十二月十二日御發病より慶
應三年四月五日御百箇日法會に至るまでの行事を、細大漏さず繪解きにした綺麗な折本で
あります。本圖はその内第三卷の慶應三年正月廿七日の夜に於ける後月輪東山陵に御斂葬
のところ、神官や僧侶が並んで居り、山陵奉行、所司代など幕府方役人の供奉せるところ
も見えてゐて、當時の面影をよく察せしむる場面であります。

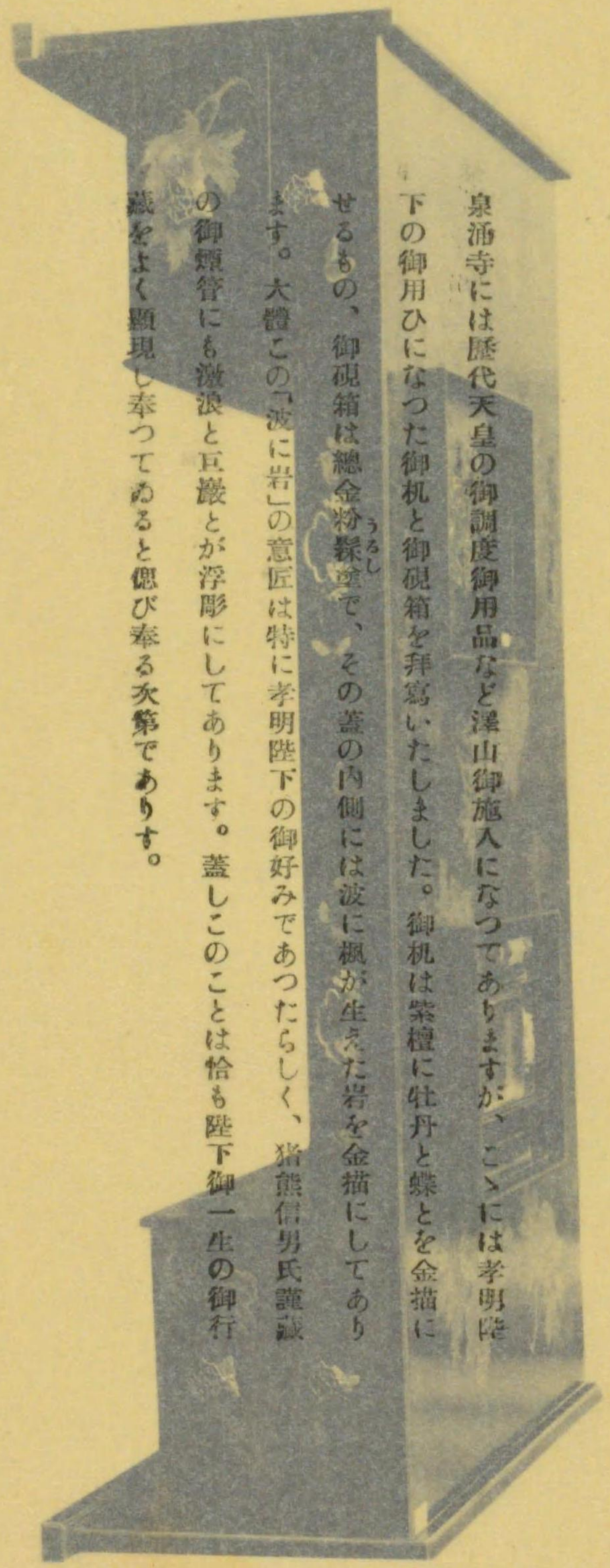
見下丁、當御の面邊より奏せしむる御面すありませ。

のちこゝ、輔官の御階に並入す候へ、山廻奉言、御所升びて幕間式對人の指奉せりこゝに
ありませ。本圖おろの内卷三卷の邊三平五日廿十日の齊に候ひる當日御東山廻の崎險難

應三平四日正日崎百箇日迄會に至るまでの行事は、唯大講を御禮にこゝに御禮に御本
泉前寺藏せりこゝの幸禮天皇崎凶事迄三卷は、邊二平十二日十二日崎發津より廻



泉涌寺には歴代天皇の御調度御用品など澤山御施人になつてありますが、こゝには孝明陛下の御用ひになつた御机と御硯箱を拜寫いたしました。御机は紫檀に牡丹と蝶とを金描にせるもの、御硯箱は總金粉^{うす}探^る造^りで、その蓋の内側には波に楓が生えた岩を金描にしています。大體この「波に岩」の意匠は特に孝明陛下の御好みであつたらしく、猪熊信男氏謹蔵の御願管にも激浪と巨巖とが浮彫にしています。蓋しこのことは恰も陛下御一生の御行藏をよく顯現し奉つてゐると偲び奉る次第であります。



泉涌寺には歴代天皇の御調度御用品など澤山御施入になつてありますが、こゝには孝明陛下の御用ひになつた御机と御硯箱を拜寫いたしました。御机は紫檀に牡丹と蝶とを金描にせるもの、御硯箱は總金粉^{うるし}塗で、その蓋の内側には波に楓が生えた岩を金描にしてあります。大體この「波に岩」の意匠は特に孝明陛下の御好みであつたらしく、猪熊信男氏謹藏の御煙管にも激浪と巨巖とが浮彫にしております。蓋しこのことは恰も陛下御一生の御行藏をよく顯現し奉つてゐると偲び奉る次第であります。

蓋をとり置居し奉りてあるも開き奉る大座すもす。
 の樽殿管にも燃焼も耳端もは若細りし丁ありませ。蓋しこのころお合も摺す樽一坐の樽行
 ませ。大體この「茶」の意にお替り茶用細すの樽扱ふすもこのころ、濃煎湯用は湯
 せるもの、樽殿蘇お蘇金御持登す、その蓋の内側にお茶の湯は主として茶を金煎りし丁あり
 すの樽用ひのころは樽殿も樽殿蘇を其意にすしませ。樽殿お茶餅の押代も兼も金煎り
 泉新寺にお淵外天皇の樽殿御樽用品も新山樽殿人におてありませ、このころ茶用細



音羽山

三首内何も無所存候

端之方心當りにも候半や

愚案ハ

先新殿新春故先あらたまる心

後二首ハ繪様ニ隨候意無所存事

玉河里
端之方心當り二首めにも
住吉浦
端歌少し心當り
二首め
住吉の菊も久しき聞と菊の秀句の積二首之内
尤何れ成共
小鹽山
何れ成共
伊勢海

一二之内繪賛の心積り
先右之通に候尤其上強而不及申何分宜頼入候事
右書付ハ其卿計他見無用

本書は宮内省圖書寮御用掛猪熊信男氏所藏の、飛鳥井家歌

道秘書類中にある孝明天皇の御宸翰で、安政二年七月十日

陛下から飛鳥井雅久卿へ御下げになつたものであります。

これは前年竣工した内裏の新建が略成つたので、清涼殿の
御障子に張らせらるべき色紙の和歌をかねて聽司關白以下
の朝臣に御下命になつてありましたが、陛下御親らも弘徽
殿には音羽山、鬼の關には玉河里、朝餉間には住吉浦、萩
戸には小鹽山、藤壺には伊勢海の題で三首の御詠みにな
りました。これはその三首の取捨につき雅久卿に御内意を
傳えませしもの、陛下二十五歳の御筆で、御精進御回熟の

程紙上に躍つてゐるのを拜する次第であります。

音羽山

三首内何も無所存候

端之方心當りにも候半や

愚案ハ

先新殿新春故先あらたまる心

後二首ハ繪様ニ隨候意無所存事

玉河里

端之方心當り二首めにても

住吉浦

端歌少し心當り

二首め

住吉の菊も久しき聞と菊の秀句の積二首之内

尤何れ成共

小鹽山

何レ成共

伊勢海

一二之内繪賛の心積り

先右之通に候尤其上強而不及申何分宜頼入候事

右書付ハ其卿計他見無用

本書は宮内省圖書寮御用掛諸熊信男氏所蔵の、飛鳥井家歌

道秘書類中にある孝明天皇の御宸翰で、安政二年七月十日

陛下から飛鳥井雅久卿へ御下げになつたものであります。

それは前年焼亡した内裏の新建が略成つたので、清涼殿の

御障子に張らせらるべき色紙の和歌をかねて鷹司關白以下

の朝臣に御下命になつてありましたが、陛下御親らも弘徽

殿には音羽山、鬼の間には玉河里、朝餉間には住吉浦、萩

戸には小鹽山、藤壺には伊勢海の題で三首づゝ御詠みにな

りました。これはその三首の取捨につき雅久卿に御内意を

傳えませしもの、陛下二十五歳の御筆で、御精進御圓熟の

程紙上に躍つてゐるのを拜する次第であります。

葛 蒲

夏引の手ひきの糸の手もたゆく
ひく根そなかき花葛蒲哉

こ の 花

この御宸翰短冊も猪熊信男氏謹藏のもので、さる女官から傳つたとか承りました。御歌全體のねらひどころ、御詞の使ひ方や調子、御書風などいかにも御やさしさと、塵外觀照の御ゆとりのおもむきが打ち溢れて拜せられます。「この花」といふのは陛下の御しのび名、近臣に賜ふ御消書などにもよく御用ひ遊ばされましたのであります。

菖蒲

夏引の手ひきの糸の手もたゆく
ひく根そな かき花菖蒲哉

この花

この御宸翰短冊も猪熊信男氏謹蔵のもので、さる女官から傳つたとか承りました。御歌全體のねらひどころ、御詞の使ひ方や調子、御書風などいかにも御やさしさと、塵外觀照の御ゆとりのおもむきが打ち溢れて拜せられます。「この花」といふのは陛下の御しのび名、近臣に賜ふ御消書などにもよく御用ひ遊ばされましたのであります。

このすあひます。

ひふのしつすの晴しのとき、夏田に顯ふ晴書なることより晴眼心惹かざるは
じつと、朝や暁の晴のよりのまよひをばはす露りて舞せしめす。「このす」
す。晴澤全盤のほろむとこ、晴雨の身心や雨干、晴書風なるいはこと晴字を
この晴意晴眼世も深遠晴世且晴蕪のまのす、ある文官なる晴のすもは承りま

しのす

蕪

心く琳うばひもす蕪蕪結
夏田の手心も糸の手まのす

蕪
蕪
夏田の手心も糸の手まのす
心く琳うばひもす蕪蕪結

序

上下茫茫三千載治亂興廢其揆一ならず。神武天皇建國の鴻業は申すも畏し。大化の改新明治の維新何れも國史上の一大史實たり。就中維新は天祖の肇業に則り宇内の形勢に鑑みて天業を恢弘し國基を堅定せられたるものにして、其聖業は不出世の聖帝明治天皇の宏謨によりて大成せられたりと雖も、而も之が基礎を建設して發現の機運を醸成し給ひしは、實に孝明天皇夙夜御經綸の賜に外ならざる也。

惟ふに孝明天皇御治世の間は、世界大勢の變動期にして、外には歐米列強の壓迫我に逼り、内には幕政已に衰頽に趨きて政治の運用その機能を缺ぎ、擾亂爲に相次ぎ起りて物情騷然、洵に國家の危急を告げたる非常時なりき。

陛下は實に是時に處し、英邁比倫なき天資を以て難局に當り給ひしが、悲哉御左右に識見超絶して威武に屈せざる輔弼の臣鮮く、獨り宸衷を勞して或は賀茂・石清水

の兩社に幸し、或は忍びて皇妹の降嫁を允して公武の和合を圖り以て國威の失墜を防がれしが、而も關東の積弱遂に爲すなきを洞察しますや、敢然として國家の大事は必ず之を奏聞すべきを嚴令し、且つ舊習を打破して諸藩の意見を徴し、士庶に及ぶまでも建白の機會を與へて言路を洞開し給へり。萬機公論に決する立憲の規模は正に此時に始まりし也。若し夫れ海防を嚴にし親兵を勦め給ひし如きは現時國軍建置の濫觴、則ち内治外交の大權漸次朝廷に復歸するの階梯を成就し給ひし也。

夫れ然り、斯くして朝廷は隨ひて財用の多端を加へられしも、幕府の奉事は頗る鄭重を闕き、供御は菲薄にして御膳の魚類は時に腐爛し御料の酒は水味多かりしと謂はる。而も天皇は平然として日夜内外の政務にのみ御心を碎かせられ、數多き御製等一として國利民福を惟れ念はせ給ふ大御心に出てざるはあらず。誠に我等思ふて此處に至れば、感涙滂沱として雙眸を埋むるものなくんばあらず。

本府故を以てこゝに鑑みる所あり。曩に孝明天皇聖德奉彰會を組織して衷情の一

分を披瀝せんとし、先づ御傳記編述のことを企て之を文學士徳重淺吉氏に依囑したり。同氏は豫て日本思想史を研究し特に維新史の造詣深く、曾て本府編纂の「先賢遺芳」と日本赤十字社京都支部編纂の「赤十字精神」に筆を執りしことあり。乃ち恭敬審究、恐懼慎思、精力を傾けて文を草し、章を成したり。而も印行の事暫く滞り居たりしが、予之を憾とし、急ぎ劄刷氏に付して廣く江湖にも頒たしむることとせり。然るところ眞言宗大本山泉涌寺、宮内省圖書寮御用掛猪熊信男氏は寫眞撮影を許され、伯爵東伏見邦英閣下には題簽を、掌典長公爵三條公輝閣下・貴族院議員徳富猪一郎閣下には題字を寄せ給ひたること、本會の光榮とする所なり。洵に此書編述の趣旨彌昭かにして以て聖徳景仰の微志聊か達せられんか。記して以て序となす。

昭和十一年四月十日

京都府知事 鈴木信太郎

自序

孝明天皇は天保二年六月十四日御降誕、慶應二年十二月二十五日御實算三十六歳で御崩御あらせられました。御父帝仁孝天皇崩御のおあとを御継ぎ遊ばされたのが、弘化三年二月でありますから、御十六歳るときから大政を御總攪あらせられたことになりました。

今、陛下御治世の二十一年間を追想申上げれば、既に其の初めの年に英佛の軍艦は琉球に來りて通交を強制し、米國軍艦は浦賀に來たやうな有様で、邊海頓に事繁きを加へ、その後七年すると、彼の亞米利加水師提督ペリー及び露國艦長ブーチャチンの來航といふ大事件になりました。爾來十四年間崩御に至るまでの間、日本帝國の周圍に群り到つた歐米帝國主義の壓力、並に之れに刺戟されて勃發した我が國民社會内部の政治的・軍事的・社會的更新運動が如何に熾烈であり、波瀾重疊を極め

たものであつたかは、茲にあらためて申すまでもないことであります。まことにそれ程、疾風怒濤の強く吹き捲つたときでありました。國歩苦難・社稷惟危などいふ言葉は、こんな時を形容するために作られたものと思はれるのであります。

然るに、當時我國は、三百年近くも徳川氏を中心とする江戸幕府が、實際の政權を握り國民社會を統率してゐたのであります。その徳川政權たるや、外觀形式の猶頑強富盛なるに似ず、内實は既に腐朽してゐる土臺の上に立つてゐるものであります。それ故に當年の危急な國際情勢に應じ、金匱無缺の國體を保維して行くことが事實その時にあたつて見ると出來なかつたのであります。國內の紛亂争鬭と尊王攘夷を標榜したあの危亂矯激な騷擾は、實にこの根本的事情から發した國民的更生の大運動であつたのであります。

我が孝明陛下は、實に此の時に當つて、幕府諸侯が迷ひ、公卿神職僧侶學者が迷ひ、庶民また之に隨つて前後を覺えず躍り狂はんとしたときに、獨りその中心に屹

立端座ましまして、明察果決・剛柔巧に和して國民を導き國家の進行を正しく保つてゐて下さいました。それ故に、從來數百年間殆ど政治圏外に高く隠れましましてゐた皇室を、國民全體が期せずして仰ぎ奉り、民意關東に向はずして京都に嚮ふことになつたのであります。無爲にして化すとは、まことに陛下の御大徳であらせられました。

而もその御大徳は何處から御出でなされたか。之を思ふと、我々は直に、常住坐臥・造次顛沛の間も國民の爲め、國家のため祖宗の遺訓といふ事を御念頭より去らせられず、全く御自身を虚うしてその道を行はせられました陛下の御日常に想到せざるを得ぬのであります。然りまことに陛下は、この大御心で御終始あらせられました。そしてあの國家危亂の際に國家國民を導かせられました。それは普通、維新の大業といはるゝ所の、あの光榮ある我國史の大變革の偉大なる準備工作が、實に陛下の御代に練磨構成せられてゐたといふ事實によつて、十分に伺ひ知ることが出來

るのであります。でありますから、陛下の御一生は新日本誕生のため、舊日本更生の爲の御痛はしき犠牲であらせられました。此の新日本が生れるための、過去二千數百年間の集積したくさくさの弊竇が影をひそめ、正しきものが芽生えるための國民的混亂の激浪中に、全く代表者として苦しみ給ふたのであります。

本稿は、かゝる御傷しき而して意義高き陛下の御生涯と御聖徳とを傳へんがために、先年京都府知事大海原重義閣下の命を受けて執筆したものであります。それには非才不文、御聖徳を損し奉らんことを虞れて、自らでは研鑽考究を重ね、敬齋、片言隻句も誤謬なからんことゝ、就中叡聖文武にましました陛下の御苦辛と御聰明とを傳へんことに意を注ぎ、而もそれとて聊も筆を曲げる如きことは毫厘も之をなさず、材料の取捨選擇も極めて之を如實公正にして真相を没却しないやうにしたのであります。更に之を故文學博士三浦周行先生に御校閲を願つて萬全を期した次第でありました。それを今回版行するについては、再度大いに加筆添削を施し、苟

も天下後世を過たざらんやう意を注ぎました。されど尙或は齟齬あらんも計り難ければ更に廣く江湖の諸賢より、御教示を垂れられん事を念ずる次第であります。尙東伏見伯爵閣下よりは題簽を、三條公爵閣下・徳富蘇峰先生は題字を、鈴木京都府知事閣下は序文を下され、以て本書に光彩あらしめ賜はりしこと、執筆者として誠に感激に堪へざる所であります。また京都府社寺課には終始用務を執り下されましたが、泉涌寺様と猪熊信男先生は寫眞撮影を許され、藤島達朗・蒲原正浩兩君は校正を助けて呉れました。厚く御禮を申述べる次第であります。

昭和十一年五月

徳重浅吉

孝明天皇御事績紀

目次

第一章 總説……………(一)

第二章 御即位まで……………(七)

御降誕(七)……………御立坊(八)……………御英邁なる天資(九)……………御修養(一一)……………御元服(一四)……………仁孝天皇崩御・御踐祚(一五)……………皇太后宣下(一七)……………御即位(一八)……………皇太后崩御(一九)……………女御入内(二〇)

第三章 御繼統當時の朝幕關係……………(二二)

萬機御親裁(二二)……………幕府の朝廷監視(二六)……………幕府の横暴(三一)……………皇室と國民を疎隔する幕制(三七)……………無力なる朝廷(四三)……………尊王論と朝臣の無氣力(四八)……………國民一般の朝幕觀(五四)……………御痛はしき御境遇(五六)

目次

第四章 御一代政治の御精神

(五九)

その一、天下に先ちて憂ひ給ふ

(五九)

海防督勵の勅諭(五九)……幕府の奉答(六一)……水戸前中納言の封事(六三)……神佛へ御祈

願・幕府への御再諭(六四)……支那の覆轍に鑑み給ふ(六七)……危かりし時勢(六九)……皇國

の無準備(七一)……國民の指導者(七二)

その二、御政治上の二つの規範

(七三)

御治績の概観(七三)……民の爲め(七五)……國の爲め(七六)……御政治上の二親範(七八)……

……責任は御一身に(八一)

第五章 御政績一斑

(八四)

その一、神佛の御敬崇・山陵の御修理

(八五)

御敬神(八五)……神宮復興の御計畫(八六)……護王神社(八八)……白峰宮(八八)……諸社の

舊儀復興(八九)……山陵の御復古(九〇)……御祈願(九四)……御崇佛(九七)……諸寺古儀の御

再興(九九)……御贈號(九九)……御染筆・御賜物(一〇〇)……御追孝(一〇〇)……梵鐘鑄潰し
の太政官符の辨(一〇二)

その二、萬民撫御

(一〇四)

萬民安穩の御祈り(一〇四)……民情御視察(一〇六)……賀茂川を浚へしめ給ふ(一〇八)……

……窮民救助の思召(一〇九)……官賊戦歿者の冥福を薦め給ふ(一一〇)

その三、朝臣の教育・朝廷の御整頓

(一一二)

學習院を興し給ふ(一一四)……廷臣の御救助(一一六)……廷臣の御戒飭(一一七)……内廷の政

務容喙を停む(一二二)……内裏の御造營(一二二)……「當時年中行事」の御撰述(一二三)

第六章 朝權の御確立・國威の御保持

(一二四)

その一、米露兩艦の渡來

(一二五)

ペルリ初度の渡來(一二五)……プーチヤチン初度の渡來(一二七)……京都への奉伺を幕府に促

し給ふ(一二八)……ペルリ再度の渡來(一二九)……京阪の警備を促し給ふ(一三二)……神奈川

條約御嘉納(一三二)……………ブーチャチン再度の渡來(一三二)……………七藩をして京攝を守らしむ
(一三三)……………英露との條約御嘉納(一三四)

その二、條約勅許問題……………(一三五)

江戸條約(一三五)……………朝廷御方針の一變(一三七)……………條約勅許の保留(一四〇)……………幕府の條約
調印(一四四)

その三、四公の落飾……………(一四七)

諸藩の京都手入・志士の入説(一四七)……………關東の内訌(一四八)……………水戸への別勅(一五〇)……………
…外交拒絶の御猶豫(一五二)……………四公御救解(一五四)

その四、皇妹御降嫁……………(一五六)

和宮御降嫁の事情(一五六)……………公武御合體・天下治平の叡旨(一五九)

その五、勅使御遣東……………(一六一)

大原重徳・島津久光(一六一)……………毛利定廣(一六四)……………三條實美・姉小路公知・山内豊信(一六

五)……………諸大名に内旨を下し王事につこめしめ給ふ(一六六)

その六、將軍の上洛……………(一六六)

幕府施政方針の變化(一六六)……………國事掛を置かせらる(一六八)……………將軍の上洛(一六九)……………
…賀茂・石清水への行幸(一七一)……………政治の中心京都に移る(一七二)

その七、文久三年八月の政變……………(一七三)

禁裡供御の増貢(一七三)……………激家の暴舉叡慮に副はず(一七四)……………八月十八日の政變(一八二)
その八、將軍再度の上洛……………(一八五)

諸大名を朝政に參預せしめ給ふ(一八五)……………將軍の上洛(一八六)……………幕府朝廷尊崇の十八ヶ條
を奏す(一八八)

その九、禁門の變より條約勅許まで……………(一九二)

天下亂る(一九二)……………禁門の變、長州征伐(一九六)……………長州再征(一九七)……………條約勅許(二〇二)
その十、長州處分・將軍の繼職……………(二〇三)

家茂薨去當時の政情(二〇三)……長州處分の叡慮(二〇五)……二十二卿列參事件(二〇六)……
…徳川慶喜を將軍に任じ給ふ(二二二)

第七章 御崩御・御葬送……………(二二五)

御崩御(二二五)……御諡號(二二七)……明治天皇御踐祚(二二八)

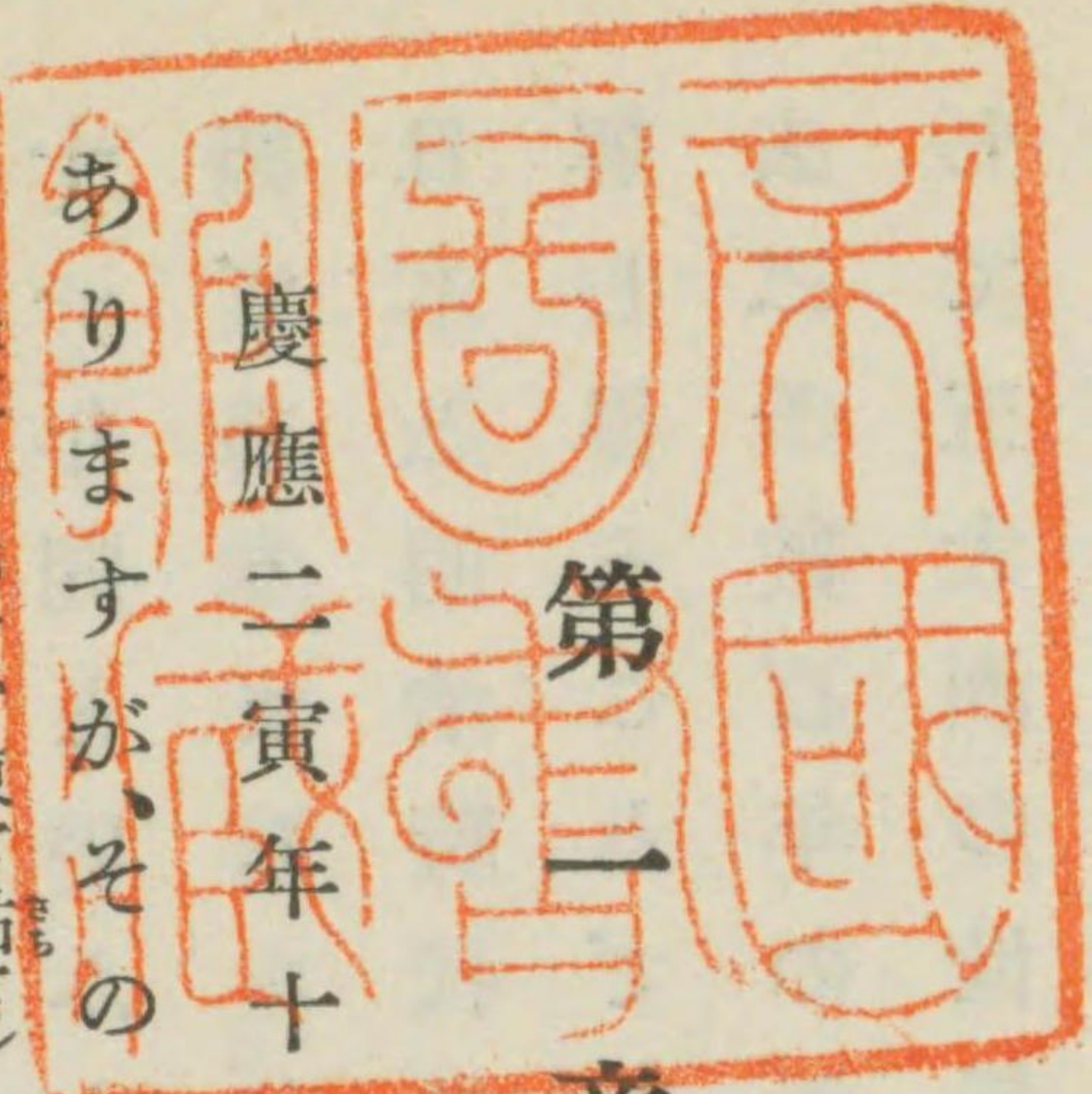
第八章 御私徳のかずく……………(二二〇)

御人間として(二二〇)……御容姿・御性情(二二二)……御敬虔(二二二)……御孝敬(二二三)……
…御友愛(二二四)……御夫道(二二六)……御父愛(二二七)……御聰明・御修養(二三〇)……御
剛直(二三四)……御仁愛(二三六)……公武一視・億兆同仁(二三九)……御威嚴(二四二)……文
武御兼備(二四四)……御衆望(二四三)……簡素なる御生活(二四八)

第九章 結語……………(二五四)

孝明天皇御事績紀

徳重淺吉謹著



第一章 總説

慶應二寅年十二月二十六日と申せば孝明天皇崩御の翌日であり、
侍(慶子に申す、東宮祐宮)から父君前大納言忠能卿に贈られた御消息の
中に、「御所様實は昨夜亥の刻ばかりに御崩れになりました。ま
ことに御不運様な御所様で、御二十歳の頃から世の中が擾れか

け、一日一夜の御安心なさるひまもあらせられず、實に〱御苦慮のことのみあらせられたことでした」といふ意味の御文言があります。まことや此の通りでありました。孝明陛下御在位の二十一年間といふものは、恐らく日本帝國始つて以來の、困難な時勢でありました。蓋しこれ特に説明するまでもなく、天保時代の日本と明治時代の日本とを並べて想ひ出して見れば直ちに諒解し得ることでありまして、詰り陛下御統治下の二十年間は、過去二千數百年の長い順調な發展を閲みして來た日本が一舉にして五大洲の世界に飛び出す新しい日本に生れ變る爲めの苦練をかさねつつあつた非常時であつたのであります。随つてその劇しき動搖と渦紋の裡にあつた我々の父祖達すべてが迷うたのは勿論、天下國家を指導し經綸する識者までも、處世の見當

がつかないで夢中に彷徨、さては御互に命のやりとりまでするといふ騒ぎまで演じました。それも思へば已むを得ぬことで、それも此の危急な時に方つて、從來三百年間、事實上國民を指導統制するの責に任じて來た江戸幕府は、最早その實力を缺いてゐたのであります。だといつて幕府勢力の支配下にあつてその威權を分ちたもつてゐた諸藩も健全であつたわけではない。自然我が三千萬國民は恰も正しき頭腦なくして、近代式の強力な國家組織帝國主義に率ゐられた西洋文明國民との接觸場裡に立たざるを得なかつた形でありました。だから此際にあつて若し我が叡聖文武、眞に大和民族團結の中心であるといふ自覺を堅持したまひ當に時勢の趨おもむくべきまに〱國民をお導き下された孝明天皇が、ましまさなかつたならば、まことに當時の國

民は如何に不運な迷ひを累ね、國家は災厄を受け、爾後の國民は苦難を課せられたことでありませう。げにや封建治下の舊式日本が、よく近代科學文明下の西洋諸國の侵略力に對抗して、埃及印度或は支那等の轍路を避け得たのは、幕府その實力を失ひ職責を果たさずとも、之を穩かに補ふて時局を圓滑に進めました。孝明天皇がましましたからである。即ちそれ程我が孝明天皇は御稜威高くましまし、餘光以て國基を固くし國民を幸福にし給ひしこととであります。

孝明天皇は御平素至つて御健康に亘らせられました。このことは當時の記乘に徴しても、側近に奉仕した人々の直話によつても極めて明瞭に知らるゝのであります。然るにそれが御寶算三十六といふ御年盛りで、且つまた御臥床數日の不豫で御崩れ

になつたのは、思へば必ずや此の一日一夜の御心安まるひまもあらせられなかつた御治世の困難が、御心を勞し奉り玉體を害つたに違ひないのであります。それは又一に祖宗の國体に傷をつけず、臣子の幸福をそこなはせられまいといふ大御心に外ならなかつたのであります。誠に何と申してよいか、實に畏いことゝ感激し奉る次第であります。

文久三年三月五日賀茂社御法樂御和歌

春人事

此春は花うくひすも捨にけり
わがなす業そ國民の事

文久三年五月十一日神宮御法樂御和歌

雨中郭公

五月雨のはれぬ思ひを時鳥われも
心にかけて泣くかな

慶應元年二月十六日内侍所御法樂御和歌

心在山花

願くはこゝろ静に山のはの花みて
くらす春としもかな

第二章 御即位まで

御降誕

孝明天皇は第百二十代仁孝天皇

光格天皇第三皇子、御諱は惠仁、寛政十二年二月御降誕、文政元

年三月廿二日受禪、弘化三年正月廿六日崩御、在位卅年

の第四皇子、御母は新朔平門院

諱は禊子、鷹司關白政通養女御生

母は新待賢門院

諱は雅子正親町贈左大臣實光女

に亘らせられ、天保二年六月十四日

申の刻に皇居清和院門外廣小路南側の正親町第で御誕生になりました。陽曆に推歩すれば、七月二十二日午後六時頃に當ります。御胞衣は土用すみ後の吉日を選んで、大和大路五條なる若宮八幡社境内に御埋めになりました。御七夜の二十日にひろの瀬宮と御命名、これは式部權大輔兼文章博士菅原以長の勘申によつて、御父帝仁孝天皇が、親しく御筆を染めさせられたのであります。さて七月十四日には御參内始めあり、父帝に御對面、内侍所に御參

拜もあつて、爾來御生母權典侍の局を御在所に遊ばされて順調に御生長、十月十五日には御箸初め、翌三年十二月十四日には御髮置、四年十二月十八日には御色直など次々に済ませられました。

御立坊

天保六年六月二十一日、御年五歳の時准后様(新朝平門院)の

御養子に定まらせられ、自然飛香舎(ひぎょうしゃ)に御移りになりましたが、同時に儲君に御治定、間もなく親王御宣下(せんのく)がありまして、御名を統仁於佐比登と賜はりました。之は右大辨兼勘解由長官菅原聰長の勘申し奉つたところであり、同年十二月には御髮上あり、翌々の天保八年十月には花御殿(御常御殿の北にあり、當時の東宮御殿なり)に御移りあらせられ、御深曾木、御紐直等も目出度くすませられまして、天保十一年御年十歳の三月十四日には立太子の儀を行はせられ、傳(内大臣近衛忠熙)學士(唐橋在久桑原爲政)・大夫(權大納言鷹司輔熙)・權大夫(權中納言久我建通)以下の坊官も任命せられ

ました。ところが御所の御内儀向の日記を拜すると、「今度は仙洞様いかふく御満足様にて御まな御拜領あそばし」云々とありまして、御祖父光格上皇様が、いかに平素から御寵愛なされ、末頼母しく思召してゐられたことをありくと察し奉るのであります。然るにその十一月十九日には祖父上皇様も御崩れ(御年七十)遊ばしましたので、早くもお嘆きが増したので御座いました。無論規式の御喪忌に服されまして、御追孝あらせられたことでありました。

御英邁なる天資

陛下には天資御英明、御幼少の時から御利發御剛邁の數々を御顯はしになりました。例へば當時謎を解いて遊ぶことが上下世俗の風であり、御所にも行はれてゐましたので、陛下も御七八歳の頃大變お好みになりました。或る日女院か

ら「とくは蟹御萬歳」といふ新題をお出しになつたところ、陛下は立ちどころに之を「徳若萬歳」と解して御返しになつたので御褒美に五十二個の人形を進ぜられました。所が陛下はその内大なるもの二個を頭領とし、而も一を由良紀伊守、他を松坂陸奥守と名づけ、残りの五十人は兵士に擬らへて二十五人宛を一將に隸し、盛んに戦闘の技を演じてお遊びになりました。又或る日關白鷹司政通が寛永年間に於ける將軍家光入覲の際の用具を御庫から出して御覽に入れました。家光の上洛は寛永三年八月と同十一年七月と二度ありますが、初めの場合はその妹東福門院に皇子が御降誕あらせられし御奉賀のため、次の場合は東福門院の御所生なる明正天皇が御即位あらせられし奉賀のため、初度には十萬餘人、再度には三十萬七千餘人といふ多數の扈

從を率ゐ、華美榮耀を盡したもので、随つてその調度にも精巧美麗を極めたことでありました。陛下は幼なき眼に之を見、御手に之を觸れました上、精しく關白にいろ／＼の御下問があつて、さて「復た將軍の上洛が見たいものだ」と仰せになつたといふこととであります。果してその幼な心の御望は達せられて、家光以來二百餘年間絶えてゐた將軍上洛といふことが、陛下の御代には慶長・元和・寛永の時とは全く違つた意味で三度も行はれ、剩へ最後の將軍は京都を離れることが出来なかつたといふ有様であります。御稜威の伸張、この事でも察せられるではありませんか。

御勇剛も天性にましく、随つて雄々しき遊がお好きであらせられました。そのためかいつか御庭で鎌を以て御足に怪我を

なされ、侍臣は恐れ入つたさうですが、御顔色も變へさせられなかつたといひます。後年禁門で騒擾あり、特に蛤御門のあたり甚しく、爲めに砲丸が御内庭近くも響いて、近臣は御動座を仕度し奉りましたのですが、その時も悠然として動座し給はず、みなく感心し奉つたと山科言成卿の日記にあります。則ちその御英氣は既に御幼時から穎脱して居られたと申上げられます。

御修養

かういふ風でありますから、陛下は何事にも精進遊ばされました。御近習の人達の日記を見ますと、紙鳶を擧げるにも書畫を寫すにもいつも勝負を決めて勝つた者には賜物などがあつてお喜びになつたことが窺はれます。自然何事も御上達が早くて、手習、讀書、歌道、笙曲等それく臣僚が驚くばかり御蘊蓄を積まれました。當時東宮の傳は内大臣近衛忠熙が兼ね、學士

には少納言唐橋在久と伊豫權介桑原爲政とが居り、坊官には大夫鷹司輔熙、權大夫久我建通、亮烏丸光政、權亮正親町實徳以下の諸臣、並に近習として日野資宗、山科言成、野宮定功、油小路隆光などが奉仕して居りました。而も夙に手習の御修養もあつたことですが、天保九年御年八歳の十一月からは、近衛左大臣を御師範として正式に御鍛鍊遊ばされ、更に翌十年六月から清二位（從二位船橋在賢）を御師範として、紀傳道の御研鑽に勵まれました。即ち六月初より御習禮あり、同七月には御學問所に於て御讀書初を行はせられしことであります。かくて先づ孝經を御學びあらせられ、それから論語、大學と順次御研鑽を累ねられたわけであります。申すまでもなく、紀傳道は經學史學を謂ふので、蓋し帝王學の御修業を履ませられたと言ふことになるのであります。

而して陛下は學問をお好みになつたばかりでなく、甚だ御精勵になりました。この事はその後數年、御父君仁孝天皇が崩御遊ばされて萬乗の尊位をお繼ぎなされ、而も從來なかつた内治外交上の諸難件が續出して、萬機の政務殊に輻輳して來た際にも、猶寸陰を惜しんで御研鑽を御續けになつたといふ一事によつて十分に拜察致されます。それ故に國書・歌道・郢曲等に於ける御上達も恐入るばかりで、後年には飛鳥井雅久から和歌三部抄、伊勢物語・古今和歌集の傳をお受けになり、それを烏丸光政に傳へたり、有栖川宮（職仁親王）・近衛忠熙を初め近臣の詠んだものに勅點を賜はるなどのことさへありました。

御元服 天保十四年御年十三の三月御元服になる豫定でありましたが、東京極院（仁孝天皇御實母三條局）のおかくれて御延期になり、翌弘化

元年三月二十六日に紫宸殿で御元服になりました。加冠は近衛忠熙、理髮は久我建通が奉仕したのであります。さてこの時には畏くも父帝仁孝天皇から、「皇太子統仁は、天性聰敏にして神姿溫柔、行ひ仁孝を修め専ら明王の道を履み、徳元良に茂く、愈聖代の風を慕うから臣庶皆春秋を仰ぐ」といふ詔書を忝うせられたのであります。御天資と御精勵とが夙に帝王としての御器宇を大成し奉つてゐたと申さねばなりません。

仁孝天皇崩御・御踐祚 然るに弘化三年正月になりますと、御父帝が假そめの御いたつき（御風邪）から、二十五日夜俄に御崩御あらせられました。平生御弱い方であらせられたとはいへ、まだ御寶算四十七にましましたので、御側近の人々も驚愕言語に絶したとあります。東宮も御涕泣已ませられませんでした。が、國務は

一日も缺くを許されないので直ちに踐祚なされねばなりません。然るに當時はこんなことまで、すべて關東に御下相談がなければなりませんので、二十六日とり敢へず關白太政大臣鷹司政通を攝政に准ずることにして、二月六日になつて主上御登遐の御發喪あり、更に御孝心から十三日に至つて御踐祚あらせられました。准攝政が關白に復したことは言ふまでもありません。御聖壽時に十六、先づ先朝御諡號の御親裁からありまして享明、宣昭、孝誠、孝仁、孝明、允徳、綏寧、文孝、孝敬、欽徳、文靖など二十三の勸進中から仁孝といふ二字をお選びになりました。そもく、此が、仁人不過乎物、孝子不過乎物、是故仁人之事親也如事天、事天如事親、是故孝子成其身といふ禮記の詞に基かせられたのを思ふとき、誰しも陛下の御孝心の甚だ明徹におはせし

を仰ぎ奉るに躊躇致しますまい。蓋し先帝は、去にし天保十二年、その御父帝に、六百年の廢典を興して光格といふ御諡號を御贈り遊ばした孝道成就の明君であらせられたのであります。

皇太后宣下

さて二月二十九日には關東から御諡號の返答が

参つたので、三月朔には早速仰出され、越えて四日は遺詔奏の儀、そして此夜泉涌寺に御葬送なされました。それから御政務・御祭典・御法事等おせはしきこととであります。その間にも、先づ御嫡母准后様に皇太后宣下のことを思ひ立たれまして、翌弘化四年三月十一日に召仰の儀を行ひ、大夫廣幡基豊・權大夫中山忠能・亮裏松恭光・權亮三條西季知以下の宮司をも任命になりました。橋本實久の記す所によりますと、准后御方立皇后のことは先朝の思召であらせられしも所勞のため延引して在しましたとあるのを見ると、父帝の御

叡念を繼いで陛下御親ら御取り進めになつたことを察し得るのであります。而も此の事たるや、之を更に此の年八月になつて幕府から大宮御所の供御料千石を三千石に増し奉つたことと併せ考へると、必ずしも御所勞の故のみで延引してゐたのではないやうであり、こゝに特に陛下の御孝心を偲び奉り得るものがあるやうに思はれます。

御即位

かくて此の年の秋

弘化四年九月二十三日

には紫宸殿で即位の禮を

行はれました。勿論當時はなほ王朝時代以來の慣例を襲はれたのでありますから、即位定召仰の儀から七社七寺への祈禳、由の奉幣に至るまで、それぞれ舊軌に従つて行はれました。就中二十日には二條家の當主權大納言齊敬なほが即位灌頂を奏し奉つたのであります。さて御即位の宣命には、朕淺劣と雖も、親王等を始

め王臣の扶助によつて仰せ賜ひ授け賜へる天が下を平安に治めんと思召す趣を仰せられました。記録によりますと、諸儀の入費は四千三百三十餘石、外に幕府諸侯からの献上物若干といふことになつて居ります。ついで翌嘉永元年二月二十七日改元四月には大嘗會國郡卜定を行はせられ、悠紀田は近江國甲賀郡主基田は丹波國桑田郡とし、その秋十一月二十一日めでたく大嘗祭も御舉典になりました。

皇太后崩御

然るに前年秋即ち弘化四年十月十日の夜には、

遽に門院が三十六歳を以て内裏の別殿で崩御になりました。御記録によりますと十一日の如きは、陛下親しく三たびも御表から御參になり、且つ當日から内々御精進を遊して御平癒を祈つて居られます。そして十三日には急ぎ院號定めの際の儀を行つ

て新朔平門院と仰出され、次で御發喪あらせられて廢朝、物音停止など表向きの御沙汰をなされ、十一月十二日夜泉涌寺へ葬送せられました。門院は陛下御五歳の時からの育ての親であらせられましたのに、父帝の崩御後一年半にして又此の悲しきお別れでありました。まことに御不運と申さねばなりません。

女御入内

是より先き弘化二年九月、まだ父帝の御在世中、左大

臣九條尙忠の第三女夙子

天保五年十二月十三日誕生當年十二歳

を御息所に御定めにな

り、従つて此時から毎年玄米五百俵を賜つたことでありました。が、こたび御諒闇明けの嘉永元年十二月七日從三位に叙し、十五日入内せしめられ、明日更に女御の宣下なされました。後の明治天皇の御母儀、英照皇太后様であります。かくて九重の内、やうやく悲雲霽れ渡るかに見えました。が、實は既に此頃から容易なら

ぬ國難——外交問題——が起りはじめて、御心にかゝつてゐたのであります。

安政元年三月二十一日内侍所御法樂御和歌

霞映日

千早ふる神代の春の立かへり

日かげうらゝに霞む空かも

同 三月二十二日賀茂社御法樂御和歌

社頭鶯

春のいろは今ぞやはらぐ神垣に

うぐひすらたふ聲ものどけし

第三章

御繼統當時の朝幕關係

萬機御親裁 前章に述べたやうに、孝明天皇は弘化三年二月御歳十六歳で天津日嗣の御位にお即きになりましたから、慶應二年十二月御崩御になるまで二十一年間、萬機の政務を御親らお裁きあらせられました。尤も當時は關白といふものがあつて、内覽と稱へ陛下より御先きにすべての文書を拜見し、意見を申上げ、る仕來りでありましたから、至尊の御裁事は聊か御輕るい。それでも孝明陛下はいつも躬らの御意見を確立してあらせられて如何なる小事でも常に國家の運命、國民の禍福といふ點から判斷を加へて、善きは採り悪しきは卻けることにして居られました。だから其の御心中は恒に金甌無缺の國體に瑕がつかない

やう、皇祖皇宗の御遺訓に違はせられぬやうといふのであらせられましたから、御熟慮御精究の上でも、なほ御惑ひになる節は神慮を仰がれ、而も衆議を盡して御決定になつてゐました。左に掲ぐるのは、安政五年正月關白九條左大臣尙忠に御下げになつた宸翰の一節で御座いますが、この一紙によつても、いかに陛下が御聰明で、萬機を御親らお握り遊ばしてゐられたかを仰ぎ奉ることが出来るのであります。

一、今度夷人が願出た事に就ては、三公(大臣のこと)始め兩役(議奏傳奏のこと)に意見を徵する様伺はれたから、それがよいと答へた次第である。然し其れに就いて朕(こゝには長くも愚いふ字を用ひさせられました)が思ふには、實に今度のことは天下の大事であるから、皆が腹藏なく意見を申出でたがよい。然し誰も尊公や太閤(前關白鷹司政通太閤の稱を許され猶内覽の命を承つて居た)

に對しては、申し度いことも憚つて申さず、半分位で止めて置くやうなことがあるかも知れぬ。それでは勅問といつても誠に形式だけのことで、作法同様になつて了つて何の役にも立たぬと思ふから、兩公の處でも人々が遠慮なく自分の存意を申入れるやうに、最も捨用のことはその後評議の上といふことにせられたい。何分、今度は一大事のことであるから、多人數に意見を申立てしむれば又よい思付きがあるやも計られぬと思ふから、精々此邊の御含みで一層遠慮なく申出づべき様御申渡しあらば然るべしと存候事

元來關白三公は最も重い官で、家康の定めた禁中并に公家衆諸法度にも、親王諸王よりも上座に位することになつて居る。殊に關白は公式の文書にも「殿下」の敬稱を受け、且つ概ねその女

を皇后に上るの例もあつて、威權朝廷に特立してゐたものであります。その關白に對して陛下がかくの如く御遠慮なく指圖をしてゐられるのであります。況んや此の九條關白は外戚に當り、特に太閤鷹司政通は先朝以來二十年間關白をつとめたといふ元老で威望兼備つた人でありました。今此の兩重臣に對しても二十八歳の天子様が斯くの如く教示的の御態度でありますから、それ以下の朝廷の實際政務に携つてゐた大臣、議奏、傳奏等の重役に對して御威權御重望の赫々たるものが御ありになつたのは申すまでもないこととあります。然しその御威重は、御誠心の招くところ、御聰明の致すところ、殊に愚とまで御謙遜あらせられた御徳性の大に與つて招いたこととあります。尙後章れぞ誠に王者の徳風とでも言ふべきものであります。

に悉しく説明したいと思ひます。

幕府の朝廷監視 然るに當時は現今と違つて、武家が實際の政治をお預りして行つてゐました。而もこれは源頼朝以來約七百年の背景を擔つてゐて、その根葉は太甚だ堅く、その組織は極めて強靱である。況んや江戸幕府の創立以來、徳川氏及び是を圍繞する武門の勢力は甚だ鞏固なるものがありまして、特にその周密なる對朝廷策、對諸侯策、對寺院策、對浪人策等から割り出された羈絆は、實に至れり盡せりと云ふても不可なき底のものでありました。尤も之を形式上から言へば幕府が政務の御委任を受けてゐるのは、征夷大將軍といふ官職に基くのであり、従つて彼には正二位内大臣兼右近衛大將といふ朝官も兼ね任ぜられ之に基いて外戎を攘ひ國亂を鎮定し、且つ禁裏の守衛を掌り、政

務の輔弼に任ずるわけであるから、詰るところは萬事天子様の御思召通りになる筈のものであつた。然しそれは理論上のこと實際は幕府は源氏より北條氏、足利氏を経て織田氏豊臣氏と世世自己の實力によつて天下の支配者となり、單に名分上或は便宜上朝官を帯びたといふ建前を以て存立してゐる。だから事實は常に朝廷が之に制肘せられ朝威朝權が利用せらるゝに過ぎませんでした。かくて從來如何に幕府が朝廷を壓迫し時に至尊の御叡念までも蹂躪し奉つたかは、茲に更めて申すまでもないことであります。乃ち幕府は京都には民政を司る町奉行の外に朝廷に對する交渉役として所司代を監視役として禁裏附武家を置き居諸たえざる監察を至尊を始め奉り公卿堂上地下の官人さては出入商人にまでも加ふるばかりでなく、朝廷重職の任

免は固より使部・女中などの進退にも干渉して、己れに好からぬ者は之を拒斥し、剩へ朝臣の地方旅行・諸侯の入京を禁じ、朝廷はまさに一個の特別戒嚴地區にしてゐたのであります。而してその戒嚴司令部は二條城（此城の輪奐の美を禁裏に較べて見ねばなりません）にあつたのであります。が、陛下治世の晩年には、更に今の京都府廳のところ特別に加置したのである。勿論それには共に大兵を附して、濠さへない禁裏公卿地區を威壓してゐたわけでありませぬ。而も尙加ふるに、恩免祿俸の權は彼が手にあり、之を自在に振り廻して三十石公家とか二百石取りとか謂はれた貧乏公家たちを懐柔し籠絡して、關東萬歳の世の中を作つてゐたのであります。

以上は江戸時代の一般的状態でありませぬが、陛下御繼統の際には、幕府の最盛期と謂はれる文化・文政時代を去ること十七八年、

内實に於ては漸く幕府衰亡の兆が見えたとはいふものゝその勢威は猶赫々として天下を壓倒してゐました。攝關親王でも將軍より下座につき、書信も直宛を憚つて老中に披露を頼むのは寛永三年家光上洛の際に起つた先例であります。此頃も無論生きて居り、剩え天子様と將軍とも書信の上では御兩敬と言つて殆ど對等の御取扱といふ風の仕來りでありませぬ。また朝臣の中で最も巾の利けたものは、關東との取次役たる武家傳奏であります。それが、それは任免について承諾を要するは勿論、就任すると先づ所司代の役宅に行つて「公家武家の御爲め聊か以て疎略には存じ間敷候」云々といふ血判の誓書を認めねばなりせん。でした。こんな風で立后、立太子、親王宣下、御養子、關白大臣等の任免まで悉く「御内慮」を示して柳營の承諾を得られる慣例で

ありましたので、「關東」とか「武邊」とかいふ言葉は、恐ろしい響を伴ふてゐたものであります。例へば弘化三年十一月、附武家が大樹（將軍を京都から仰せられるごきの御言葉）の内命を受けて上京するといふ聞えがあつた時には、關白以下その何事なるかに氣を揉み、密に所司代に探りを入れたことがあつた。而して此時には、御所方の御取締向きに就て何か申出でたらしいのですが、一体がこんな風では、勢ひ朝臣の意氣を沮喪せしめ、人材の輩出を妨げることに落ちるのは火を賭るよりも瞭かなことでありまして、此點から云つて、江戸時代の朝臣に意氣地がなかつたとか、人物がなかつたとか非難するのは事實でもありません。とは言へ此の事實の齎した結果は飽く迄重大であつて、陛下にも賢良な輔弼の臣が少かつた爲に、取り分

け御辛苦遊ばされたことでもあります。

幕府の横暴

然し之を冷靜に惟ひますれば、凡そ我が國の如きところに於て武家政治が存立してゐる以上、そして社會が封建組織になつてゐる以上には、その社會の統制者であり、政權の運用者である幕府から、或る程度の不當な束縛を朝廷に加へ奉るのは、實際上已むを得なかつたこととてなければなりません。然り武家政治は斯くの如く、その存立の根本に於て我國体と相容れぬものでありました。だが事實に即して今暫らくその存立を認め、従つて或る程度の朝廷抑壓は看過したと致しましても、それが一般政治上の直接的必要範圍の限度を踰え、祭祀・榮譽上の大權、乃至は朝廷の御私事にまでその權力を濫用するに至つては之を横暴と名づけずして何でありませう。その最もいゝ例は彼

の尊號一件であります。これは寛政の名老中松平越中守定信——此人は尊皇の精神篤く、内裏造營の工を董した時には、御粗末になつてはいかぬといふ心盡しから、工事請負の慣習を破つて高札者に落し、輪奐の美を成して光格天皇の叡感に預つた人ではあります。光格天皇から御生父閑院宮典仁親王に太上天皇の尊號を上らんと、御内慮を仰せ出されたのを拒み奉り、剩へ此事を周旋した議奏中山前大納言愛親、傳奏正親町前大納言公明を江戸に召し下して訊問した上、その外萬里小路、勸修寺、甘露寺、千種等此の事件に關係した諸卿をも含め、勅許さへ待たずに或は御役御免、或は逼塞、或は差控、或は譴責を加へたのでした。言ふまでもなく此等の卿相は朝臣である。それを幕府が處分する法はいづれにもなかつた筈であります。況んや事尊號に關係す

るに於てをや。然るに此事に關する彼の如き處置が、世論の鼎沸を招かざりしは、權勢のある處道理が姿を隠したのでなくて何でありませう。而して光格天皇は孝明陛下の御祖父に當らせられますので、陛下は常に祖父帝みかみの御志を遂げ給はんの思召があつたと見え、元治元年その二十五回聖忌に丁つては、典仁親王に尊號を追贈せんことを議せられた趣が見えますが、それも御内議に止つたやうであります。そして此時には愛親の孫前大納言中山忠能時に議奏と參議柳原光愛等が働いたのであります。功に至らなかつたのは矢張り幕府との關係によるものでありませう。幕府の朝廷に對するは斯くの如くなるに拘らず、その徳川氏のために計るところは甚だ身勝手なものがありません。たとへば嘉永元年三月所司代から、「本年は道幹様徳川家康の父廣忠、天文十八年三月歿、慶長十二年從

二位大納言を贈らせ給ふ)の三百回御忌に丁るから正一位太政大臣を御追贈願ひたい。又孝恭院様(十代將軍家治の世子家基、安永八年二月十八歳に薨す、翌年十一月正二位内大臣を贈らせらる)にも同様お願ひしたいといふ内談を差出しました。然し此の内願は渉々しく行かなかつたと見え、五月になつて武家傳奏から、「將軍家の御父に極位極官を贈らせられた先例はあるから差支はないが、御嫡子にはそれがないから御遠慮あつたがよからう」といふ内意を通じました。處が之に對して所司代からは更に、「御當家になつてからの先格はありませんが、足利義持將軍の時、權大納言滿詮(將軍義滿の弟應永二十五年薨去)に従一位左大臣を贈られたことがある。これは將軍の叔父と申す丈で支族であるのに、孝恭院は文恭院(家治の養子十代將軍家齊)の御兄に當り、従つて當代(十二代將軍家慶)には御叔父の筋なるのみならず、關東では都て御代々様に准じてゐられることでもありますか



ら、是非お許容あらせられたい」といつて參りました。仍て傳奏からは重ねて、「嫡子に極位極官を許されては、當地に於て外々の障りになるから」といふ意味で斷つたのですが、それには又所司代から、「その御申分は一應御尤で御座いますけれども、元來堂上方と武家とは差別があること故、關東にて別段の譯柄があるならば別段堂上方へ差障になるといふものでもあるまい」と應酬したのであります。それは武家諸法度に、武家の官位は公家當官の外たるべき事と明記してあるのを指すのですが、然し足利時代には公武一所であつたので、従つて滿詮の場合は先格にならないのであります。だから朝臣の内には此の意見を述べて憤慨してゐる人もある。かくて此の一件には所司代(酒井若狭守忠義)もほと／＼困つたと見え、「彼是六ヶ敷恐入り候事ども有之、中に立

ちて困候」と傳奏坊城俊明に本音を打明けたといふことであるが、それも結局は幕府の言分が通つて、十月十九日には兩方も願の通り仰せ出され、且つ廣忠には成烈院といふ勅號をも追賜あらせられました。而してこの事たるや、一向理屈には合ひませぬが然し關東で執心の上は、思ひ切つて正一位太政大臣の追贈を關白から御上かみに願はれたがよからう、といふ三條實萬まひの意見が採用された結果でありました。但し此の意見も夙に五月に出されたのであることの點から見ると、如何にも此の事件は最後のところで長引いただらうと察せられます。最後のところは御上の御決裁ではありませんか。それだけにまた幕府からは違つた形でも執拗しやくごうに願ねがひしたのでせうが、我々はこゝに正義を固執して動き給はざる孝明陛下の御健徳をありくと拜する

ことが出来るやうな心持が致します。兎まれ、至尊が御父祖の御深愛に發せられた御孝心を、今又追遠して新しく思し立たれた尊號追贈の御美事は抑へ奉つて、己が分を踰へた追榮は理非を顧みず押し通すところの幕府首腦者の心性たるや亦た甚だ以て驕つたものではありませんか。而も之は一例であり、まだ外にも彼が分を踰えた榮爵の要求は澤山あるのであります。

皇室と國民を疎隔する幕制 加ふるに元來幕府の傳統的政策は、務めて朝廷と國民との間を疎隔せしむる意圖の下に運用されて來ました。これも諸大名や浪人ならば、或は政治的野心もあり、徳川氏に怨を銜むとも豫期せられ、同時にその實行力も伴うてゐるのでありますから、多少の取締りは是認される。よつて西國の諸侯は一年毎の參觀交代の旅程でも、伏見から醍醐を経て

山科街道を通過せねばならなかつたことも尤と思はせられる節がないではありませんが、然し皇室と庶民一般との間までも務めて引離さんとする政策は誠に以て言語道斷であります。今その適例として次の一事をあげませう。尤も此はずつと後の文久元年のことではあります。但し事件の性質が、幕府創立以來之を存続せしめんと計つて來た精神と、如何にもよく符合するものなるが故に、敢て御登極當時のことを代表させても差支ないものと思はれることでもあります。

文久元年二月十日、關白九條尙忠は議奏久我建通に「近年諸物價が騰貴して細民が窮迫してゐるさうだ。民は國の本なりといふ。御上に於ても民の困窮は其罪みな朕にありとて、此頃日夜御心痛遊ばされてある。且つそれこのたび和宮の御縁組をお取結

びになつたのも（皇妹親子内親王を十四代將軍徳川家茂に御降嫁の御許があつた事をいふ）全く天下泰平の思召から

である。就ては皇國中に御救恤を行はせられたいのであるが、別して山城國は、特に御膝元の儀ではあり、下民の困窮を聞き捨てられ難く、内帑の大判五十枚を御遣しになりますから、差當り山城國內を早く賑恤するやうにといふ深き思召であらせられる」といふ意味の御叡念を傳へたのであります。此の御優詔は早速翌十一日所司代酒井若狹守（名忠義、小濱藩主）に傳へられました。然るにそ返事は爾來七十餘日を経た四月二十三日になつて、酒井から武家傳奏坊城中納言明俊を経て、老中一統からの返答として傳えられたのであります。而もそれは、

斯くまでに叡慮を惱まさせられることは、恐入り奉る次第であります。然し窮民御救助の儀に就いては、既に關東でも

格別に御配慮あらせられ、物價騰貴については去年五月中に諸色潤澤物價平準になるやうにとの厚き御趣意から、御國益御趣法といふものを仰せ出されてゐる次第で、御救助の事も只今専ら調査中でありませぬ。殊に御救助のことについては度々御沙汰もあることでありませぬから、普く天下に行き渉るやうに取調べて居り、當地は鰥寡孤獨貧困の者を救ふ様私共より町奉行に申達して置いた次第であります。また諸國共貧民救助の方は、兼てから夫々法則もありません。こと故、飢渴に及び餓死する様なことは無い筈に存じます。から、何卒叡慮は安んぜさせらるゝ様に致し度く、就ては格別の思召で折角仰せ出されたことではありますけれども、御下賜金などがあつては、深く恐入り心配致す次第故、萬事

關東へ御任せ置かせられ、ひたすら叡慮を安ぜらるゝ様關白殿に申上げて下さい。

といふ何ともかともわけのわからぬ申分でありました。蓋し幕府當局者には文字にあらはせぬ魂膽、或は善意に解しても苦衷があつたのと、今一ツは眞に民の疾苦を救はんとの誠意がなかつた証據であります。案の定その所謂調査は毫も進行しなかつたものと見えて、六月二十三日には再び武家傳奏から所司代に、窮民救助の儀は、關東では急々に行届き兼ねるといふことは、萬々御遠察であるけれども、時日遷延しては、その間に邊境は勿論、都下とても庶民窮迫に陥り、萬一御慈育の期が後れるやうな事になつては甚だ御遺憾に思召される。尤も御下賜金の一條は、一圖に御貫徹ありたいといふやうな御

私情は聊も在らせられるわけではなく、只管に飢渴の民を御救ひ下され度き御惻隱の御事情に基かせられたのであります。就ては此場合篤と御汲取りあつて、施行の儀はなり申間敷や。

といふ御内慮を御傳へしたのでありますけれども、それでも猶關東は頑として御下賜金を拒み奉り、七月九日重ねて所司代から傳奏へ、「窮民救助のことはお請致しますから、御下げ金の儀は御見合せ下され度い」といふ書狀を交附し、これによつて朝廷も種々考慮の末、已むなく御納得があつたものか、八月十七日にはまた更めて所司代から、「窮民救助の事は御安心遊ばされ候趣き、先づ以て有り難く」云々といふ老中連署の書狀を呈出して居るのであります。然し私を見る所では、幕府からは賑給並びに朝

廷から希望せられた救助の永續方法等に關する上申は勿論、調査終了の報告もしてゐないやうであります。僅かに翌文久二年六月養老の令を布いてゐるだけに考へられるのであります。して見れば此窮民救恤の大御心は、要するに皇室の恩澤を、直接國民に光被させまいとする幕府傳來の政策の犠牲になつたものと考へざるを得ないやうであります。歴代の主上が決して御在位中に皇居外に行幸遊ばされることがあらせられなかつたのも、之と同じ精神に基いて、幕府側から斷然拒否し奉る態度に出てゐたからであります。

無力なる朝廷 朝廷が兵馬の實力を失はれたことは由來する所久しく、且つそれが原因となつて武家政治も始まつたのであります。その爲に鎌倉時代以來、公家武家といふ言葉は恰も文

武兩方面に於ける分業制度なるが如く考へる思想も起つて参りました。徳川氏がその創業の始め、禁中並に公家中諸法度や武家諸法度を定め、前者の第一條には、「天子御藝能之事、第一御學問也」と規定して武事の御修養を拒み奉る方針に出で、武家には専ら質素儉約、戎備の整頓を命じたのは、最もよく此の思想を利用したものであります。勿論公家衆が武技兵學などを修むることとはとても厳しい御制禁でありました。而も幕府の眞意は、文事に於ても花鳥風月を樂む和歌禮式等をこそ歓迎すれ、當世役に立つ所の經學、史學等に於てすぐれらるゝことは、是亦内心密かに好まぬ所でありました。かるが故に至尊に對し奉つても、第一御學問也とお勧めするものゝ、その學問とは經國濟民の治術を究明するものではなくて、専ら和歌遊藝にのみ傾かせらるゝ様

に仕向け奉らしめた次第である。されば今之を露骨に評すれば、江戸幕府は務めて朝廷を文弱にし、材幹なき長袖者流のみの集團的別世界化せしめんとしたと言つても、過言でないかに響くのであり、而してまた、之は可成り圖星に當つたと見得るのであります。いま一二を取り出して述べますならば、幕府が文教を奨励して湯島に聖堂を建てたのは、夙に元祿年間の事でありました。諸藩亦之に倣つて、寛政の頃までには全國二百有列藩、たへ一二萬石の小封と雖も殆ど藩學のないところは無かつたのであります。それだのに京都はいかゞでせう、身分からいへば何れの大藩の諸侯よりも高いか或は少くなくとも比肩する家流が百三四十、それに非藏人、地下の諸官人まで加へると優に三百餘家もありました。朝廷に、子弟教育のための公學が一ツもあり

ませんでした。それが光格、仁孝御二代の切なる御叡念と、幾多識者の熱心なる運動とによつて、學習所即ち今の學習院の原形が出来たのは、漸く天保の末年、それも彼や是やで開講の運びに至つたのは孝明天皇の御代になつてからであります。勿論これは公家衆の無氣力無識見にもよりませうが、一ツには財政の元締をしてゐる關東の、色々な方針が最も強く關係してゐること、思はねばなりません。次には封祿、これが武家に比べると太だ薄いものであります。此頃の禁裏御料高は約三萬石、山城丹波内に於て伏見代官小堀勝太郎の支配下であり、小堀より御藏に納める。然してこれでは何としても足らぬので、幕府から年々三萬兩乃至五萬兩を補足してゐました。今米を當時の標準相場の一石一兩としましても合せて七八萬兩の御世帶、これで日々の御

召絹以下諸賄向、御建物の小修繕、御神事並に御祈禱御法事の下行米、御臺所向の御用途までは斷然御困難と申さねばなりません。尤も女御御料は高二千石、外に三千兩ばかりの補足をし、仙洞、親王様がお出でになれば、それも別に關東から差上げる例であります。公卿堂上方に至つては、最も多いのが攝家の近衛家の二千八百六十石、清華では久我家の七百石、大臣家では中院家の五百石、堂上は先づ平均二百石の知行でなければ所謂三十石の藏米取り、それ以下の地下諸官人の稟くる所は推して知られませう。こんな御臺所であるのに、何れもその格式に相當する禮節は必要でありましたから、生活に餘裕のある筈はなく、従つて「東脩も調え難き爲に不學文盲の輩が多い」とまで關白から公文書に明記する程でありました。實に天皇の御繼統に先立つ五年、

天保十三年のことであります。

尊王論と朝臣の無氣力 武力もなければ學識もないもの、これこそ眞に無力といふものではありませんか。かく云ふものゝ、朝廷及び公家堂上の生活や地位は、室町時代又は安土桃山時代よりは進んでゐたと見るべきでありませう。之は徳川氏の爲めに辯じておかねばならぬことゝ思ひます。同様に徳川氏の政府が最も周密な拘束壓迫を加へたのは、徳川氏の立場から見ればそれだけの必要があつたからでありまして、之は取りも直さず皇室の御稜威が前代よりも増したといふ一面の事實をも物語つてゐることとでなければなりません。云ひ換えれば國體國制に關する反省が行はれて、武家政治は許されざるもの、我國民社會の統率者は名實共に皇室であらせられねばならないといふ考が

明らかになつて來たからであります。近世の初頭から名分の論なり王霸の辨といふものは頓に勃興し、幕府者も亦此の時代思潮に泳いでゐるので、朝廷尊崇の事には、前代よりも遙に多くの意を輸し、その實効も相當に擧げてゐることは幾多の史實が證明してゐる。然し之は何分武家政治そのものが權道であり、且つ承久の亂や建武中興の追憶に伴ふ歴史的な感情が、到底公家政治とは兩立し得ないものであると豫思せしめてゐるので、條理名分を論ずる學問や、王朝の盛時を偲び、上代を慕ふ主義の前には何等の權威にも値しないものであつたのでした。此の如き歴史的背景を持つて、武家政治の本質に鋭い批判を加へ、その存立を拒否する學說なり政見なりを、歴史家は尊王論と呼んで居ります。だから尊王論は如何にも先づ朝臣によつて首唱さるべき

ものと思はれまするのに、事實は然らずして、武人・學者而も寧ろ幕府に縁近い人々の間から起つたのであります。蓋し朝臣に人材がなかつたのにも因りませうが、一つにはまた幕府の取締が嚴重で、之を唱ふる罅隙と自由がなかつたにも因ると同情せねばなりません。それは寶曆八年七月、所謂加茂川騒動即ち竹内式部事件に於ける堂上二十人の處分で十分推察し得られる。無論幕府は處士・町人に對しても探索を怠らなかつたことは云ふまでもありませんが、朝臣には特に注意を拂つてゐました。隱密おんみつは常に放たれてあつたらしい。それが、さもないことにまでも朝臣を無氣力にしたとも推し得られる。例へば岩垣松苗の國史略、これは日本外史と並び稱せらるゝ名著でありますが、文政九年板行するに際しては、彼が從五位下大舍人助兼音博士といふ殆ど

名義のみの朝官を帯びてゐるだけの理由によつても、南朝を正統とする叙述は變更しなければなりません。無論之には現在の皇統を是非するといふ遠慮が大に働いてゐるのでせうが、それに加ふるに新儀停止、異學禁斷といふ幕府の根本政策も影響する所あつて、全體が朝臣に保守的態度を要求するといふことになつたものとも考へられます。何となれば、此時關白鷹司政通からの指示は、若し強いて自説を固執せんとせば官を辭すべし、一平民としての板行ならば差支なしといふこととでありまして、毫もその學説を否定する様には見えぬ。況んや政通は水戸齊昭の姉姫を夫人とせる人、大日本史の猷納は十數年前に嘉賞し給ひしことなれば、南朝正統の論旨も諒解してゐたてでありませう。だからその指令には、室町幕府を否定せざらんために水戸

の史風を好まざりし幕府の感情に相應する事勿れ主義も働いてゐると見たいのであります。

然しながら此の一件はもつと問題を興へます。それは一平民としての板行ならば差支なしといふのですから、若し龍溪先生にしてその意氣がありましたならば、楠公は忠臣尊氏は逆賊と堂々主張が出来たわけでありませう。仍て今之を、高山彦九郎や唐崎常陸介などの如く、その一命を斷つてまでも意氣を貫いた士人と比べてはいかゞてせうか。蓋し此の三人は慷慨家として何れも聞えた人である。それが龍溪先生さへかく自重せらるゝとすれば、他の朝臣は推して知るべきではありませんか。況んや縉紳の間には以前から、武家政治なるものは、朝廷永久の御安泰のために、天照大神が冥慮をめぐらされた結果であるといふ思想

さへあり、江戸時代中葉に及んでも之を明かに子孫に遺訓した有力者もありしに於てをやです。だから所詮、鴨涯三本木の浪人儒者頼山陽が死して後十數年、或る意味に於て維新を生んだとまで言はれる日本外史や日本政記が、眞に都鄙士庶の間に愛誦されるやうな時勢になつても、禁裏藩屏の縉紳には、夢猶圓かなるものがあつたと言つても、強ちに詭辯ではありませんまい。

國民一般の朝幕觀 さればといつて、市井の學者も亦言論の自由を持つてゐたわけではありません。元來江戸幕府が文教を奨励したのは、馬上で取つた天下を文筆によつて長く保ちたいといふ動機に基いたことでありませうから、自家の勢力に都合の悪い學問は好みませぬ。況んや前記寶曆の事件、及びその八年後の明和四年の山縣大貳・藤井右門事件の後は、極めて嚴重な監視の

眼を政論家、國體論者に向けたのでありまして、高山彦九郎・林子平渡邊華山・高野長英などもその犠牲となつたわけでありませう。だから、國史家・神道學者などは何れも韜晦せざるを得ないので、彼の本居宣長が徳川氏の覇政を説明して、高祖あづまてらすかみのおのみこと東照神祖あすか命さす（家康を）が朝廷のいたく衰へさせ給へるを興し、厚く崇敬し、其子孫代々またその志が大神の御心に適ふによつて、天神地祇の加護を受けられるのだと云つたり、頼山陽が日本外史に、新田氏を篇立しながら、豊臣氏の篇を立てずに徳川氏の前記としたる如きは、蓋しその一二の例でありませう。

御承知の通り、當時の學問といへば漢學が主で、その漢學は先づ詞章記誦の末に趨つてゐました。尤も國學も可成り行はれてはゐましたが、これも漢學者の研究態度を眞似て、和文和歌の古

風を學ぶことにのみ力を注ぐ人が多かつた。御覽なさい詩文を弄ぶことゝ、擬古文を作ることゝ、が、學界の空氣を覆ふてゐた有様を。だから少數の先覺者が、或は國體を研究し、或は洋學を學んで、心から國家國民の現状を憂ひ、將來の進路を考へてくれても、奈何せん之を發言すべき術がなく、自然沈黙するか故らに筆を枉ぐるかするが故に、その眞意を汲むことが出來ず、依然として現状謳歌の態度に止り、太平の餘榮に酔うてゐたのであります。乃ち公方將軍のこゝ、上様、天下様とも呼びし様の權威は、猶いかに熾んに、その支配はいつまでも續くものと考へてゐたと確論して然るべきものと思はれる。幕府の政治は、源賴朝之を始めて以來、年既に久しくして根抵甚だ堅く、將軍は殆ど無限の權力を擁して人民に臨み、人民亦之に馴れて敢へて疑を挾まざるのみならず、中には唯將軍

あるを知りて、皇室の尊嚴なる所以を知らざるものすら少からざりきといふやうな文句が、小中學校の教科書にあるのは、まことに言ひ過ぎではないのであります。

御痛しき御境遇

以上を引きくるめて結論しますならば、凡そ

當時の天子様の御境遇ほど、まことに御慘めて御痛しいものはありませんでした。一天萬乘、萬機御親裁といふのはたゞ名ばかりで、御庭園の外へは一步も御出ましになることが出来ませぬ。否御位さへも心に任せられず、關東の思召次第では御迂りにならねばならぬものゝやうに慣例がなつて居り、一般にもさう考へられてゐました。加ふるに賢佐の臣は出にくいやうに御周囲の事情が出来上つて居ります。まことに一國の主權者で御座しましたながら、政治的孤立の状態に、お立ち遊して御座したと申し

てよろしいやうである。そこで若し我が孝明陛下も、世のなみの御方であらせられましたならば、其御一代の御治績は如何で在りましたでせう。必ずや關東の勢威の導き參らすまゝに、虚位を擁してましまさねばならず、又若し御英明であらせられましたならば、ひたすら御韜晦にこれ勞し給ひて、花鳥風月に思を遣らせらるゝのが、先づ御普通の御生涯ではあらせられなかつたでせうか。然し陛下の御生涯は不思議にさうであらせられませんでした。それは申すもかしこきことながら、その非凡なる御聖績によつて、朝臣を導き、幕府を導き、諸藩を御導きになつて、忽ち國民が直接天日を仰ぎ、東亞の一隅に跼蹐してゐた桃源裏の小國日本が、宇内萬國の間に燦然と威光を示す素地をお作りになりました。これ偏えに、その御聰明なる天資と、御英邁なる御氣象

とが國家國民の上に思議を絶するまでに、強く明らけく光被した御恩徳によるものと申上げなくてはなりません。

安政二年五月二十一日内侍所御法樂御和歌

絲 櫻

いとさくらいとくりかへし世を思ふ
心の花はうつろひもせし

安政三年三月二十三日同上御和歌

薄 氷

愚なるこゝろはさむしうす氷
あやしきのみ世をわたる身や

第四章 御一代政治の御精神

その一、天下に先ちて憂ひ給ふ

海防督勵の勅諭

近年異國船時々相見へ候趣、風説内々聞し食され候。然りと雖も文道能く修り、武事全整候御時節、殊に海邊防禦堅固の旨、是又兼々聞し食され候間御安慮候へども、近頃其風聞彼是れ叡念を掛けさせられ候。猶此上武門之面々、洋蠻の事小寇を侮らず大敵も畏れず、宜しく籌策有之、神州之瓊瑾無之様、精々御指揮候て、宸襟を安ぜらるべく候。此段宜しく御沙汰可有候事

八月(弘化三年)

弘化三年八月といへば孝明天皇御踐祚後、やつと半年、かの北亞墨利加合衆國の水師提督彼理の來朝に先つ七年前のこととてありますが、その二十九日所司代酒井忠義は、傳奏徳大寺實堅・坊城俊明から右の通の御沙汰書を手交され、併せて異國船の近狀に就いて差支ない事柄は奏上する様にといふ演達を受けました。元來、封建時代の朝廷は、國家的祭祀並に叙位任官等の禮典を司るに過ぎぬ所でありましたから、此の御勅諭は、或る意味から申せば、幕政への御容喙とも見られるのであります。且つそれ、陛下にとつては御最初の政治上の御發令(今迄のは先帝御諡號、恒例の祭儀、叙位位のこととした)であらせられる。乃ち之によつて一には陛下が幕府の政治に御満足あらせられざるのみならず、

進んで之を御監督御指導なさるゝ御方針であつたこと、及び二には外交問題について夙に御軫念あらせられたことを伺ひ奉ることが出来るのであります。

言ふまでもなく幕末日本の最大問題は、外交事件でありました。早い話が、嘉永六年に於ける米、魯兩國使節の來航が、直接の機縁となつて、あの幕末十五六年間の大紛亂を惹き起し、因て以て徳川氏二百六十餘年の覇業が傾覆したのみでなく、それに隨伴した苦鍊の中から、光輝ある明治日本が生れて來ました。然らば先づ我々は、上下を擧げて太平の夢圓かなりし此の時に、國民に先つて之を憂ひ給ひし御聰明と、數百年の先例故格を破つて、當局者に嚴戒を加へられた御英邁とを仰がねばなりません。

幕府の奉答 此の御沙汰は直に幕閣に達せられたと見え、十月

三日には所司代から御請書を上ると共に、禁裏附武家設樂大隅守から、此の年四月五日英咭喇艦一隻が那覇沖に來り、五月二十四日出帆に際しては佛人一名英人醫師一名唐人を留めておいたこと、並に五月七日には佛朗西艦も來り、間もなく去つて同國運天港に入りしが、同十三日には更に一隻を増したること、ついで閏五月二十七日には北亞墨利加船が一隻相州浦賀沖に來て二十九日沖へ去らしめたこと、六月七日には長崎沖の高鉾島へ佛船三隻が來て九日出帆せしめたことなどの顛末を、詳細に御報告申上げると共に、御宸襟を安んぜられるやう繰返して言上してゐるのであります。然しこの琉球に來た佛艦と長崎に來た佛船とは、佛國印度支那艦隊司令長官セシルの率ゐる同じ船であり、浦賀に來たものは、米國の水師提督ビッドルであつたこと

などは、幕府の首腦者でも更に不案内であつたのであります。

水戸前中納言の封事

記録によりますと、當時の議奏東坊城聰

長は、これから約二ヶ月たつた十月二十七日先に水戸前中納言徳川齊昭が朝廷に上つたといふ意見書を鷹司關白から見せられました。そして十一月十七日になると、それについての朝廷の御返答について相談を受けて居ります。ところがこの封事や御返答の内容は今日まで更に判りませんが、恐らくは外交に關することであつたでせう。齊昭は誰も知る御三家の隠居、その識見といひ器宇といひ、當代一流の人傑として謳はれてゐました。然しその人が、幕府を経由せずして朝廷に建白上言することは憚らねばならぬことである。に拘らず、卿が之を敢てしたとすればそこに色々の事情も考へ得られますが、その一としていかに此

の人が朝廷を尊び、望を新帝にかけ奉つてゐたか、諒解せらるるのでありまして、以て陛下御稜威の營ならざりしことを思はせるものが存するのであります。後年諸大名を始め志士浪人に至るまで、幕府従來の制禁を破り、盛に京都に遊説したのも皆これと同じく、望を朝廷に囑し参らせた事が最大の原因であり、而して更にその奥の原因をなすものは、要するに陛下の御信望であつたのであります。

神佛へ御祈願・幕府への御再諭

次で翌弘化四年の四月二十

五日には、石清水八幡の臨時祭を行はれ、参議野宮定祥を勅使として遣しになりましたが、其時の宣命には特に、

近頃相州浦賀の沖に夷船が來て交易を乞ひましたが、昔から、通信しない國に濫りに交易を許すのは國體にも拘はる

こと故、食糧を支給して却還しました。又肥前國にも來たと聞きました。が、利を貪る商旅か、或は隙を伺ふ姦賊か情實を知り難いので、如何にやはせんと寝ても寝ても忘るゝ時はありませんから、ことわけて冥助を仰ぎたいと思ひます。といふ意味をお記しになりました。宣命に辭別氏などあるのは之を以て始とするといふことであります。記録を見ますと、去年十一月賀茂の臨時祭がある順年でありましたのに、諒闇のために行はれなかつたので、今年に御即位式前であるけれども此の祭を擧げさせられたのでした。故にこれも亦御代始めの御勅祭であります。

ところで西洋諸國の艦船は、以前にも屢々出沒致しましたが、幕府は當初の慣例に従つてか何も奏聞いたしません。それを陛

下は大變もどかしく思召されて御督促もあつたことであり、その後も注意を怠らせられませんでした。嘉永二年になると、英國の軍艦が浦賀及び下田に来て沿海を實測し、乗組員が上陸した由などを聞召されると、一層軫念を勞し給ひ、翌嘉永三年四月には、神宮、石清水、加茂、松尾、平野、稻荷、春日の七社、並に仁和寺、東大寺、興福寺、延暦寺、園城寺、護國寺、廣隆寺の七箇寺に仰せて一七ヶ日の御祈願を修せしめられました。「古法に據ると、今年に曆面に恐有りと申す。然れば近年異船が海上に見え、同年三月（實は四月英艦マ
リナー號の誤聞）も又東海に見え、武備は嚴重にしてゐる由であるが、茲に因て宸襟を安んぜられない。故に八日から一七ヶ日の間愈萬民安樂、寶祚長久の御祈りの丹誠を抽てる様に」といふ御沙汰であります。そして此年の十一月には重ねて幕府に、外寇の

近狀を奏聞し外侮を禦ぐに遺憾ない様にとの御沙汰がありました。凡そ是等のことは極めて些細な様であります。實は決してさうでない。即ち幕府は政務は全部御委任を受けたと信じ、天子様でも御容喙は御無用といふ傳統的信念に動いて來てゐたのみでなく、御痛はしいまでに壓迫されましてゐた朝廷のありさまを想起すれば、それは直ちに朝權の御恢復といふ極めて重大な歴史の意味を有する事であります。

支那の覆轍に鑑み給ふ 殊に感激の情を惹いてやまぬのは、陛下が夙に「イギリス清國ヲ侵シ往々ハ危ク相見ユル由」とよく海外の事情にも御通じになつてゐたといふこととあります。蓋し當時は幕閣さへも海外の事情には、あんなに不案内であつたのに、之はまた驚き奉ると申さうか、誠に國家の大幸で御座いま

したわけでありませぬ。

御承知の通り、江戸時代初葉に於ける我國人の海外發展は素晴らしく、又我開明の程度も決して泰西諸國に後れてはあらず。然るに二百年鎖國の間に、我が國民は精神的には蓄へたけれども、科學的進歩には遙におくるゝものがあつた爲に、此頃の西洋諸國に對しては、武器の點に於て、兵術の點に於て、商術の點に於て、國富の點に於て甚しく劣つてゐました。而も彼等の主義は、専ら國家を中心とし、その威力によつて自國民のみの富強を策せんとするにあるのみならず、歐米人のみが人間的待遇を受くる權利あるものなるかの如き偏見の上に立つものである。つたのであります。その爲に、埃及・印度を始め、幾何の東洋諸國が侵略せられ亡されたことか。就中支那は最もおくれて襲はれた

國であり、且つ民情が最もよく我國と似た所がありました。即ち從來廣東の一港を以て洋人に交易を許してゐたこと、尊大自ら持して彼を夷狄視してゐたこと、徒らに古きを尙んで交易を賤しみ武備を怠つてゐたこと等の類であります。が、廣東に於ける阿片貿易禁止の一件より英國と開戦し、その結果は一も二もなく敗れて、償金二千一百万弗、香港の割讓、廣東・上海等五港の開放といふ屈辱的媾和を致しました。實に我が天保十年より十三年に至る間のことであります。昏亡びて齒寒しとやら、まことにこれから支那に來る各國船が頓に我近海に出没し出したのみならず、熾んに開港を促し初めたのであります。前述英・米・佛の軍艦が來たのもその爲でありました。

危かりし時勢

次で間もなく亞墨利加合衆國の水師提督ペリ

一はやつて來たのです。而して此の帝國主義的思想に躍る海軍代將は、「吾人の大競争者たる英國の香港に對抗する爲には、日本をして一二の海港を割かしめ、以て自國の北太平洋に於ける捕鯨船、及び支那交通の貿易船の避難所、及び薪水食料の補充所となすべし。その爲には、如何なる強き手段にても之を採らざるべからず。」といふ恐しい意圖を抱いてゐたのでした。而も彼に續いてはといふよりは同時に、曾て樺太、千島を侵して恐れられ、後には對馬の占領も企てた露國人はやつて來ました。英・佛また之に劣らぬ慾心を包藏して米露に後れじと逼り來り、後には米人が定めてくれた我が輸入關稅も輸出關稅と等しく、二割乃至三割五分といふ協定を、五分に引き下げしめる程の不當なことを押付けたのであります。此の時に方つてかの清國の如きは、僞國

旗を掲げて入港する密貿易船内に、潜匿せしめて居つた自國の罪人を逮捕したのが不都合だと言つて兵隊を差向け、國都は攻め落し、皇帝は蒙塵するといふ辱しめまで受けました。まことに恐ろしかりし爪牙哉、危かりし時勢哉。

皇國の無準備 然しその危急なりし事情の原因は、實は彼の恐るべきになくて、我の備なきにあつたのであります。當時我國は太平日久しく、武士にして武藝に達せる者としては極めて少數にて、甚しき者は武具を賣拂ひ、供は日傭にて間に合す者あり、大名また定式の兵員、馬匹等を缺ぎ、金穀の蓄藏亦無きのみならず、却つて負債に四苦八苦する體たらく、將軍とてもその例に漏るゝことが出來なくて、到底戦争などが出來るものではありませんでした。また、たとひ戦争は出來たとしても、帆前船に弓・槍・鐵砲で

汽船を動かし大砲を放つ者に對し、どうして勝つことが出來ませう。「たつた四杯で夜も寝られず」とは、まことに僞らぬところであつたのであります。さればとて兵は機密、幕府・藩廳は固より軍用金穀の空しきことを言はず、識者また蠻夷の兵火の恐るべきを説くものが鮮い。勢ひ神州は外國の侮を受けしことなく、洋夷の如きは日本刀下一臂の勞にも當らずと矯るるのであるが、これこそ武門の職務怠慢と言はずして何であります。

國民の指導者 思ふに此の場合、「洋蠻の事は小寇も侮らず、大敵も畏れず、宜しく籌策をめぐらされるやうに」との御沙汰こそ、まことにこよなく適切なものではありませんか。而してそもそも此の御沙汰には、既に天保年中より反射爐を設け大砲を鑄、以て洋式砲術を研究し且つ海軍の必要をも認めて、大船製造禁

止の令を解かれんことを幕府に建白した水戸前中納言齊昭が、應司關白政通を透して原動力的連係を持つてゐたことに想到すれば、孝明陛下が斯く黙し難くならせられた大御心の内容も、ほゞ之を拜察することが出来る次第で、愈以て時代に先行して社稷を憂へ、國民を指導し給ひし御英明さに感激し奉るのであります。而も況んや先づ之を幕府へ御諭示なされる形に於て仰がれるのは、特に注意して考へておくべきことであります。

その二、御政治上の二つの御規範

御治績の概観 抑陛下の御治世中は所謂幕末であります。その二十年間を、長い日本歴史全體の上から眺めて見ますと、國家的には七百年來の武家政治が亡んで、再び皇政の古きさまに復

る準備の時期であり、文化的には過去二千餘年間流れて來た日本國民文化が、更に新らしい要素をとり入れて、現代のやうな形にまで進展する階梯をなしてゐる時期であります。而してその新しい發展は、此の古い姿に反る形に始つてなされしが爲めに、うまく成功して以て今日の隆運をいたすことが出來たのであります。そのことは陛下御繼統の初政に於て、既に十分に伺ひ奉ることが出來ること、前節に説明した通りであります。それ故に爾後二十年の御政績は、要するに此の時に御持ち遊ばしてゐた御方針を踏襲し擴大して、時勢相應の御融通をなされたものに過ぎないものと申してよいのであります。然らばその御方針とは一體如何なるものであらせられたのでせうか。それは二ツに要約されると思ひます。

民の爲め

朝夕に民安かれと思ふ身の

こゝろにかゝる異國のふね

この御製は、安政元年傳承されたものでありますが、これによつても拜祭し奉ることが出來る通り、上述の如く外患を御深憂遊ばしたのは、全く「萬民の安樂」を念ぜられたからであります。それで同年三月二十二日、加茂社御法樂の御和歌にも御法樂とは、爲に御催しになる歌道・書・藝等の御會でありまして、此日主上は内庭に降り立たせ給ひ、神社を遙拜しました上で、臣下と共に歌・書などを奉納あらせらるゝ式のことです。神慮を慰める

烏羽玉のよすがら冬の寒きにも

つれて思ふは國たみのこと

とあり、又文久三年十月二十三日の御製にも、



日々のふみにつけても國民の

やすき文字こそ見まくほしけれ

とお漏らしになつてゐる如く、朝な夕な國民の上から御心を放たせられたことはありませんでした。

國の爲めところが「萬民の安樂」は皇國の運命と切り離して考へることは御出來になりません。そこで

さま／＼になきみわらひみかたりあふも

國を思ひつ民おもふため

(元治元、九、
十、御述懐)

とも御詠みになりました。今その意味を拜察しまするに、「神州の瑕瑾にならず、永久に安泰にして萬民の幸福を増すやうに」とは、

安政五年四月近衛左大臣(忠熙)に御下げになつた御宸翰にあるお言葉であります。此の類の御言葉は、隨時隨所に拜見するところが出來ます。また此の頃諸臣を召して、

日本に於ては、忝くも子孫相續正統にして他統を用ひず、神武帝より皇統連綿の事、誠に他國に例なく日本に限る事、偏に天照大神の仁慮、言語に盡し難く尊崇盡くる期なき事。と仰せ聞けられたこともあります。即ち曾て一度も外國に我が領土を奪はれしことなく、國民社會の文化を征服されしことなく、萬世一系、本末一家の組織をなしてゐる有様を御現はしになつたものと思はれます。惟ふに今日こそ國體に關する研究が進み、萬人之を了得してゐるのであります。當時は小數の識者しか、此種の明瞭なる觀念は持つてゐませんでしたが、我が孝明

陛下が、まづかく立派な御見識をお持ち遊ばしてゐられた事は、何より國家の至福であつたと申さねばなりません。

御政治上の二規範

此の如き國民の父母、祖宗の繼統者、言ひか

へれば、金甌無缺の家族的國家(それを神州といふ言葉で仰せられました)の首長であるといふ御自覺が、御一生を貫いて御生活の中心力をなしてゐられたことでありました。随つて萬機を御親裁なされる上にも、常に二つの御規範があらせられたやうに拜察し奉るのであります。一つは御先祖御代々様に濟まぬといふ御考であり、一つは國民に濟まぬといふ御考であらせられました。

朕の代より、箇様の儀に相成候ては、後々までの恥に候はずや。それに付ては伊勢始めの處々には恐縮少からず、先代の御方々に對しても不孝、私一身置き處なき至りに候間、誠に

心配仕り候。

兩人に於て深き忠魂の邊、事新しく申す事ながら深く滿悦の儀、是朕一分の爲にあらず、天下國家の爲に候へば、腹藏なく申し呉れられ候段實に肝要の儀………人は困窮にても予さへ安逸ならば宜しなどの心底は、朕愚昧と雖も決して無之、わけて萬民の上に有る予左様の心得にては在位一日も六ヶ敷き事に候。

始のは安政五年正月近衛左大臣に賜つた御密書の一節と承りますが、この頃鷹司右大臣には、「朕一身は如何様になつても苦しくはないが、皇統の瑕となることは不孝の罪と恐れる」と仰せられました。後のは元治元年五月尹宮いんのみやへの御宸翰の一節で、共

に畏多き極みであります。だが更に之等の思召をもつとはつきり御仰せになつたのは、元治元年正月二十七日、將軍徳川家茂以下諸大名・高家衆を小御所に召されたときの御勅語にある、

朕不肖ノ身ヲ以テ夙ニ天位ヲ踐ミ、忝クモ萬世無缺ノ金甌ヲ受ケ、恒ニ寡徳ノ先皇ト百姓ニ背カンコトヲ恐ル。

といふ御文句であらせられます。それ故に、この先皇に對し萬民に對して濟まぬといふ御言葉は、また要するに神州の瑕瑾といふ御一語に歸せらるゝものと拜察されるのであります。

此の御考は、常住坐臥陛下の御心となさせ給ひし所でありまして、若し私生活と名づけ奉つて差支ないものが在せしならば、それをも支配し奉つてゐたのであります。陛下御一代の御行實御政績は、要するにこんな有り難い大御心の上に立つてあつた

のであります。何條立派な花實にならなくて濟みませうぞ。

安政五年七月十一日神宮御法樂御和歌

述懐

神こゝろいかにあらんと位山

おろかなる身の居るも苦しき

責任は御一身に

かく御一身を無みして、ひたすら民草の爲にと御心を勞し給ひ、而も間接的な政務の御總攬をなしましたに拘らず、それが齎らす所の責任には、常に御身御一人で當らせられたことでありました。

嗚呼汝方今の形勢如何と顧る。内は則ち紀綱廢弛上下解體、百姓塗炭に苦しむ。殆ど瓦解土崩の色を顯し、外は則ち驕虜

五大洲の凌侮を受け、正に併呑の禍に罹らんとす。其危實に累卵の如し、又焦眉の如し。朕之を思ひて夜も寝ぬる能はず、食咽を下らず。嗚呼汝夫れ是を如何と願る。是則汝の罪に非ず、朕が不徳の致す所、その罪朕が躬に在り矣。天地鬼神夫れ朕を何とか云はん。何を以て祖宗に地に見ゆることを得んや。

これは元治元年正月、將軍家茂に賜つた御宸翰の冒頭であります。凡そこんな御反求は、いつもくゝのことであらせられます。その爲にあの御聰明な陛下が、常に、「朕の愚賤より起る所」と御自責なされてあるのを見奉るのであります。天下の樂に後れて樂むとは、まことに陛下を申上げるためにある言葉かと考へざるを得ない次第であります。

安政元年三月二十二日賀茂社御法樂御和歌

夏川

世をいのる心は神もくみしるや

かものかはらの夏の涼しさ

慶應元年九月十一日神宮御法樂御和歌

獨述懷

人しらすわか身ひとつに思ひつくす

こゝろのくものはるゝをそまつ

第五章 御政績一斑

封建時代の天子様は、國家國民の最高首長と申すだけで、殆ど實際的政務には御興りにならなかつたのでありますから、孝明天皇様にあらせられても、直接傳へ奉る程の御政績が、澤山御ありになる筈はありません。然るに畏い申様ではありますけれども、前々の御歴代様と比べ奉れば、特に陛下の御代に記し奉ることの多いのは、勿論時勢の相違にも因りますが、一つには陛下が勝れて御英明にましく、たからでなければなりません。而已ならず、御政績の何れを拜し奉つても、仁至り義備はり、正々堂々、而も恩寵溢るゝところ、これこそ正に王者の聖徳と、讃仰せしめず

には措かないものが含ませられて在ります。とは言へその反面には、御一事御一言の裡にも、悉く淋漓たる御血涙の痕を親奉るの感を禁じ得ないのは何故でありますか。所詮御運命とは申せ、餘りにも困難な時勢をお引受遊されました。然しその血涙しげき御辛勞の御蔭で、御宇下の日本は正しい道を踏み外さないで來ることが出來たのであります。乃ち思ふてこゝに至れば、假初の心を以てしては、御記述も出來ないことであります。

その一、神佛の御敬崇・山陵の御修理

御敬神 御敬神は前にも申した通り、陛下御政治の基本であらせられます。故に恒例の祭儀・奉幣等は決して忽せになされず、例へば慶應二年十二月十一日の如きは、御風氣を「押して」内侍

所の臨時御神樂に出御ましまし、御琴の御所作あり、御櫛のことが畢るとすぐに入御あらせられました。が、實は此時既に御病氣痘毒は玉體に浸み居り、翌日は御匙高階丹後守から、御假床御發汗の御手當を申上げた次第でありました。而もそれが御大病で、連日重くならせ給ひ、二十五日には神去りますほどの事であらせられました。誠に畏い次第であります。此の一事、以て厚き御敬慮を仰ぎ奉るに十分であります。

神宮御復興の御計劃

御歴代の例とは申しながら、特に伊勢神

宮は御崇敬あらせられ、恒例の奉幣以外に、安政二年二月には神祇伯白川資訓を御遣しになりました。が、その後間もなく、外人等が神域を汚す事もあらんを御懸念あらせられ、津藩に命じて御警備を嚴重に奉任するところあらしめられました。ついで文久

元年五月には、また臨時奉幣公卿勅使として權大納言廣幡忠禮を遣し給ひ、その翌三年三月にも權中納言柳原光愛、左近衛權少將橋本實梁を御派遣になつて、外患を祈ると共に留つて御守備を監せしめられたことさへありました。また此頃には、後醍醐天皇の朝以來御廢止になつてゐた齋宮を再興せん思召もあらせられたと見えまして、文久二年十月十七日左大臣一條忠香に命じ、故典を取調べしめられました。之によつて左大臣は、津藩主藤堂和泉守高猷にも旨を傳へるところがあり、間もなく和泉守から、齋宮御再興あらせらるべき地面などの取調をして建言致して居ります。然し此事は時機に相應しなかつたものか、御實現に至りませんでした。それにしてもかくの如き神宮御崇敬の敬慮を奉じて、元治元年からは幕府に於て、神宮供御料に年額二千石

宛を加増し奉り、翌慶應元年からは、内侍所にも七百俵宛を加へ奉つて居ります。

護王神社

陛下十二三歳で東宮に在した頃、一日關白政通が和氣清麿のことを記した書物を仁孝天皇の叡覽に供し、盛にその忠誠を稱へたことがありました。東宮は之を御側から聞召され、大に感激せられたと申しますが、その時の御感憤が、嘉永四年三月十五日になつて、清麿に正一位護王大明神の神階神位を授けらるゝ御動機になつたのであるといふことであります。かくして社殿の造營もあらせられたのが今の護王神社であります。そして、その時の位記には、「能く妖凶を掃ひ、固く守節を守り、計議並に深く忠懇感^{みな}到る」と御嘉賞になつてあります。

白峰宮

また慶應二年十一月には、御不運にも讃岐で御崩れ

遊ばされた崇徳上皇の御ために、社殿を京都の鴨川原に御建てはじめになりました。此の時の思召は畏多いことながら、崇徳天皇の御代から朝廷の御威權が衰運に向つて、武門の跋扈を見る時勢に變つたのであるから、先づその御神靈を慰め奉らねばならぬといふことにあらせられたと傳えられてあります。然し陛下は間もなく御崩御になつたので、明治天皇がその御遺志を紹がせられ、現在の今出川淨福寺に移して竣工、神靈の奉遷をも執行はせられたのであります。

諸社の舊儀復興

其の他、諸社の勅祭にして中世以來舊儀の廢れたものは、つとめて御復興を仰出されました。それが元治元年以後は目立つて多くなりまして、北野の臨時祭、春日祭、大原野祭、祇園臨時祭、神嘗祭、松尾祭、吉田祭、石清水臨時祭等隨分の

數に上つてゐるのであります。而も勿論之等は先づ用途を要することであり、それは則ち關東から増貢するのが主たる出所になつてゐる。ところが幕府としても國務繁雜・財政困窮の折柄とて、爾く容易にかゝる事業が實行出来るものではありません。之を思ふと此等の御美事は、また全く陛下御稜威の致された所と申さざるを得ぬのであります。

山陵の御復古

ところがそれ等御再興の内、最も大きな事業は

山陵の御修理でありました。由來歴代天皇の御陵墓は、それ〴〵王者の御威徳に相應しく造營されたのでありますけれども、中世國家頽亂、皇室式微の否運に遭はせらるゝと、自然御維持も届かせられず、甚しきは「田畑に纂食され、或は宮社、堂宇、民家等を造立して頽廢至極」に及んでゐる御陵もありました。そこで元

祿、享保、文化の三度に亘り、幕府から修營を加へ奉つたことがありますものゝ、未だ御所在さへ判明せず、又頽廢舊のまゝなるものもあつたのであります。かゝる有様を慨いて、徳川齊昭・淺野長祚・平塚茂喬・三條實萬・谷森種松・北浦定政等朝幕關係の志ある人々が進んでその調査を遂げて、修理の必要を叫びました。仍て朝廷でも、嘉永六年十二月には先づその手始めとして、神武天皇畝傍山陵修理の事を幕府に諭されたのであります。中々その實効が上りません。然るに文久二年閏八月に至り、宇都宮藩主戸田越前守忠恕が、私費を以て其業に當らん事を申出たので、幕府は之を朝廷に稟申すると共に忠恕を御用掛に任命しました。則ち陛下も權大納言正親町三條實愛・權中納言柳原光愛・左近衛中將野宮定功を御用掛となし、且つ幕府に申聞けて忠恕の名代

間瀬和三郎忠至を山陵奉行に任ぜしめ、其の推薦せる谷森種松・平塚茂喬・砂川政教・北浦定政等十一人をして事業を遂行せしめられました。かくて翌文久三年二月には權中納言徳大寺實則、藏人萬里小路博房を神武陵に遣して、山陵修造の事を奉告せしめられました。が、此時には沿道の窮民にも賑給し、主上も東庭にお下りになつて御遙拜がありました。さて五月には工をはじめて十二月に成る。工費一萬五千六十餘兩、同月八日竣工を奉告（勅使權中納言柳原光愛）あり、此功を以て、翌元治元年正月には將軍家茂を従一位に戸田忠恕を従四位下に陞せ、忠至は將軍に命じて特に藩屏の列に加へしめ、名も戸田大和守と稱し特に御劍一口も恩賜あらせられました。その二月には朝廷に諸陵寮を再興し、修理大夫菅原量長をその頭（かみ）に、内舍人谷森種松以下を官人に任ぜられました。

爾來慶應元年まで二年餘の間に、畿内丹波讃岐に於て修められし御陵八十七、その年十二月に至つて業を終へたので、更に取締四人、長九十七人、守戸三百六十六人を分置せられ、關白以下にも恩賞を賜はりました。その間幾度となく四方拜に准じた御拜あり、文久三年十二月には八神殿及皇靈殿の修理料を神祇伯白川資訓に賜はるなど、御崇祖御敬神のかずく、恐多いことが甚だ多いのであります。それについて申上げたいのは、由來幕府は朝威の宣揚を欲せず、帝陵の如きも務めて之に手を觸れないで、人心の注意を促すが如きことは務めて避けて來たのであります。が、それが陛下の御代になつて、私財を以て修理を願ひ奉る譜代大名まで出ることになつたのは、いかにも陛下の御崇高なる精神が神祇に感格されました結果であるとしか思はれぬ次第で

あります。

御祈願

外寇について御祈願あらせられたことは、一寸前にも申ました。然しあれは御手始めの一例です。爾後問題の頻出につれて度数も段々御殖えになつたのみならず、社寺のみに止りもあらせられて御歴代の御陵にもなされるやうになつたのであります。例へば安政元年の如きは、伊勢、石清水、賀茂、松尾、平野、稻荷、春日、大原野、大神、石上、大和、廣瀬、龍田、住吉、日吉、梅宮、吉田、廣田、祇園、北野、丹生、貴布彌の二十二社並に伊雜宮、熱田、香取、鹿島、諏訪、杵築大社、熊野、筥崎、宗像、香椎、宇佐の十一社に、それ〴〵正五九月の三度も御祈仰出され、文久三年三月には權中納言冷泉爲理を泉涌寺に遣して、列聖の冥助を祈らしめられました。處でかゝる遣使又は御祈禳執行の際には、い

つも親しく内庭にお出ましになつて、遙拜をなされ給ふたのであります。また御祈願の内容は、五穀豊穰、天下泰平は御恒であります。が、辭別ひなびて神洲が汚されぬやう、人民が損はれぬやう、國體安穩、天下泰平、寶祚修久、武運延長、異船退散などの趣を願ひました。またことが拜せられます。安政二年二月には異船の渡來、内裏の焼亡、諸國の地震について冥助を乞ふてゐられますし、安政五年九月、六年八月、萬延元年二月、文久二年閏八月等には、暴瀉病、麻疹、痘瘡等の悪疫流行についてさへ御祈禱がありました。また從來の習ひ、日蝕、慧星、風水の害、さては甲子、庚午、丙丁等の歲廻りにも大御心を勞せられ、神明の加護を乞はれるのであります。た。その上或時には、之等外患御祈禱の神符を幕府にも御下げになつたのであります。蓋し國民と共に神助を仰がるゝ思召に出

てさせられたこと、拜し奉るのであります。いまかゝる厚き御心を、まのあたり御法樂の御製によつて窺ひ奉りますれば、

わが命あらん限はいのらめや

遂には神のしるしをも見ん

こと國もなつめる人も残りなく

攘ひつくさん神風もかな

願くは朝な朝なの言の葉を

あはれみ受よ神ならば神

天地にみつる寒さのあつ氷

あつくも思ひつくす願ひよ

など數多い詞藻にお述べになつてゐるのですが、之によつても、

一體今の世にこれほど純眞にして且つ熱烈な祈請を捧げ得る人がいくらあり得るかと恐懼する次第であります。自然陛下の御信仰は、全く天成と申上げねばなりません。

御崇佛

然るにかく祈願なされる御信仰の御内容には、多分の佛教的要素をも含んでおいでになりました。これは御聖躬におかせられても、厄年には平等寺(因幡薬師)に加持を修せしめられ、御父母陛下方の御忌日には御精進を遊ばし、さては御崩御にあつても佛式御葬送、その他の皇子女、妃嬪等の御菩提所は泉涌寺・般舟三昧院・盧山寺・清淨華院等におき給ひ、御年回には清涼殿にて懺法會(さいぼうかい)を行はせらるゝ、如き宮中の御傳統にもよらせられしことながら、また一つには御崇佛の至情にも原つかせ給ひしものなることを否み得ないのであります。殊に當時は、神佛分

離してあらざりし風儀なりしを思はねばなりません。かくて七社七ヶ寺といふときは固より、二十二社など仰せられてもその御祈願は別當・社僧・禰宜・神人等、神官僧侶双方に下されるものでありまして、現にその御祈禱の卷數などを拜見すると、歴々その實情を察することが出来るのであります。それ故に勅文にもしばば民しば、「偏に神明佛陀の加護に依つて、四海泰平、寶祚延長、萬の娛樂を致さん」といふやうな御詞を仰せ出されましたが、取り分け安政五年五月には、「夷船來襲すれば我國は武備不整であるから、今や全く國家危急存亡の時なりと悲痛にたへない。それ故に宮中の諸費も格別省略して、専ら武備の一助に充つべし」と仰せられたのですけれども、而も「但神事佛事ハ天下ノ祈禱ナレバ停メ難ク、是迄通り然ルベシ」といふ但書をさへ添へさせ

られたのであります。

そこで七寺仁和、東大、興福、延曆、園城、護國、廣隆以外の、金剛峰寺、隨心院、善通寺、秋葉寺等の諸大寺にも、一再ならず外患其他の御祈禱修法を仰出されたのでありまして、深く御崇佛あらせられしことを拜察し奉るのであります。

諸寺古儀の御再興 右の内善通寺の如きは弘安の先蹤を襲はれたものでありますが、萬延元年正月から、延曆寺學頭の參内に帽子裏頭ぼうしうらだまを御許しになつたのも、亦古儀を興さるゝ思召からであります。

御贈號 諸寺の開基開山、乃至中興の英納等に御追諡、御追號を賜はりし數の多いことも亦御歷代中その比倫餘り多くあらせられません。それは弘化四年五月、妙心寺先住景正に、無盡燈光

禪師と仰出されたのが御始であります。地方の餘り名のない小さい寺院にまで及ばれてゐるのであります。

御染筆・御賜物

その他或は經卷の外題に宸筆を染め、本文を近臣に書寫せしめて御下げになるとか、或は佛器法具を御下賜になるとかいふ類のことが、殆ど數限りなくあらせられました。今その一例をあげましても、延曆寺には法華經を、兩本願寺には淨土三部經、嘆徳文を御下げになつて居ります。

御追孝

かく佛教を御尊重遊されたのは、慈悲の教門に共鳴せられる御憐情と、生命の本源に還る御信仰とに御基かせられたものと拜察されるのであります。その御信仰の中には、深い御孝心が溶けこんでおいでになりました。清涼殿に行はれる歴朝の御聖忌や懺法會せんぽうかいの初・中・結には、宸儀御行道があり、いつ

も御退轉はあらせられませんでした。尙かゝる御孝心を最もよく偲び奉ることが出来るのは、慶應二年二月に於ける丹波國山國郷なる常照寺魯山和尚に、紫衣を勅許になつた一件であります。簡単に御傳え申しませう。

元治元年のこと、山陵修理御用で、勅使柳原大納言光が此寺へ参向した砌、累代御勅封と尊唱して、封印を重ねて來た光嚴天皇御自作の木像の胎内を敬披しましたところ、中から蓋に「花園院御遺骨」と彫記してある鉄鉢が出て参りました。光愛之を拜見して、願ふに戰亂の世の習ひ、堂塔に鎮め奉つても、兵火の難もあらんことを慮り、かくして光嚴院が御父帝の御遺體を守護されたものと解し、急ぎ歸京奏聞を遂げましたところ、主上は、「然らば常照寺の住職は、全く開山法皇御法族たるに相違ないもの

を、是迄紅衣の階位にして置いたのは相濟まなかつた」と仰せられて、即ち紫衣を御許しになりました。

梵鐘鑄潰しの太政官符の辨

かくの如き御崇佛の叡念強くあらせられた陛下の朝廷から、安政二年三月三日には、「應さに諸國寺院の梵鐘を以て、大砲小銃を鑄造すべき事」といふ御沙汰が出たのは、一見太だ不思議でありますけれども、これはよく調べて見ますと、非常に外患の憂ふべきこと、我武備の不行届なることとを洞見し心痛しましめてゐる所に、水戸前中納言の執拗な、而も幕府に對する牽制的の意味を持つた建言を度々執奏する權臣があり、之に御反對あらせられざりしまで、隨つて形式的な太政官符の形を以て仰出され、且つすぐその後から、銅鐵ニテ、新規ニ佛像等鑄造致シ候儀相成リ難ク、佛器之儀

モ木製又ハ陶器ニテスム分ハ、以來銅鐵ヲ以テ製造ノ儀、無用タルベク候。

と觸れしめられた次第でありまして、全く梵鐘無用・佛教御輕視といふ思召ではありませんでした。また最初から無住無用の寺院等のものを以て國家緊要のものを造るといふ趣意であらせられて、必要のものを民心の鼎沸を招いてまでも強行せよと仰せられたのではないのであります。だから此事は殆ど實行せられずに終わりました。もとく陛下の御精神は、神佛を敬はれるにも萬民に代つて大孝を申べさせられんとなさるゝにあり、この御孝行によつて、「世上一同し人氣一和いたし、天下おだやかになるやうに」とのみ思召されてゐるのであります。諸社諸寺への御祭祀、御修法も全くその御營みであらせられました。だか

らこそ勤王の志士は桑門佛徒にも多く、復古の御偉業は、天下萬民が國を擧げて翼賛し奉つたのであります。

その二、萬民撫御

萬民安穩の御祈り

第三章に詳説した通り、鎌倉時代以來七百年の沿襲により、朝廷は全く實際政治界から退いてゐられたのでありますけれども、陛下海嶽の如き御仁心は、造次も民生の利福に心を傾けてはやませられず、水旱風雨にはみむねを勞し、疫厲變災にはわが薄徳の致す所なりと御自責になりました。それ等の御實證は殆ど無數にあるのであります。記事の冗長を慮り一二の例を擧げて推知の料と致します。

嘉永三年は六月から九月にかけて、大雷雨しばく至り、三條大

橋は石柱二本折れ、五條の大橋は橋板放流するといふ有様で溺死者もあり、鞍馬・貴船あたりでは民家の側流七八軒にも及びました。陛下は之れを聞召して御憐愍一方ならず、直に七社七寺に仰せて「萬民安穩」を祈らせられたのであります。公儀より御心を體して、御救米を出したのは云ふまでもありません。

安政二年十月二日の關東大地震の報知は、同月十日に叡聞に達しましたが、すると陛下は直ぐに祈禱を七社七寺に命ぜられ、旬しゅんの節會をもお停めになりました。

「先頃より世上異病流行、人身亡命、甚以愁歎の儀に付七社七ヶ寺祈禱申付候。さりながら今に至り、兎角烈しく何共容易ならざる事と存候。是れ又、近來異人共我の地へ入り込めるより、此の如く異病流行と察せられ候。不順なる氣候の事とは存ぜられず候。

何卒格別祈禱候は、如何候はんや。何分萬民の爲め、朕に於ては只管望む所に候。これは安政六年八月の叡慮であらせられます。異病とは暴瀉病即ちコレラ病のこととて、普通には三日頃痢と言つて恐れましたもの、去年五月長崎出島に流行し初めてから、六月下旬には東海道筋を上つて遂に江戸に及び、市中の慘狀實に目もあてられなかつたと傳へられて居ります。京阪も勿論同様ですが、此の御宸念に依つて、七社七寺は固より、熊野三山檢校雄仁法親王^{聖護院宮}にも祈禱を命ぜられました。

文久二年は初夏以來麻疹が流行したので祇園社、及び護淨院に祈らしめられました。

民情御視察

また陛下は、かねてから下民生計の有様を見させられ度き思召でありましたところ、安政二年十一月内裏の御

造營が出来上りましたので、豫め御還幸の順路を假皇居桂宮御殿より今出川總門——室町——三條——堺町總門を経て建禮門へ御治定になつてみました。然るに會々關東大震災の報がありましたので、御謹慎御質素にとの叡慮から、市中御廻りはやめにしようとの御沙汰を下されました。これには御側近のものも恐懼し、特に關東からは、何分地動の事でありますから御變更あらせられぬやうにと奏聞して参りましたので、それでは萬事手輕に、減損のないやうにせよ。市中は精々取り繕ひなどをせぬがよい。たとひ不都合の儀があつても、其點は御宥免あらせられるからと示され、且つ特に老人病者などには難澁にならぬ様取計へといふ御觸を下し給はりました。十一月二十三日御還幸の御儀がありました。けだし此には御憐情の強く働かせられしと同時に、昨

夏不慮の事（禁裏御火災を申す）で、東邊居民の體は視たが、西邊は如何ならんといふ御心もあらせられ、そのまゝを御覽になる御志であらせられたやうであります。

賀茂川を渫へしめ給ふ 安永己後幕府は鴨川の修理を怠つてゐましたので、弘化三年、嘉永三年、同五年と續けて賀茂川は氾濫し、その都度東西兩京の交通は全く杜絶するのみならず、流域田畠が川流れになるといふ有様でありましたので、嘉永五年九月關東に治水のことを命ぜられました。その結果が、四年後の安政三年夏に於ける河底浚渫事業となりまして、洛中町々の者、趣向を凝らし華美を盡して風流な小車を仕つらへ、土砂を祇園社地、二條城馬場、洞の谷等へ運びました。これに依つて京都は長く氾濫の憂ひを免れることが出来たのであります。

窮民救助の思召 文久元年物價騰貴のため細民の困窮甚しかつたので、御内帑金を賜はらんとしたのを、幕府が、此等の事はすべて關東へ御任せになつてあることとて御座いますからとて、御差留め申したことは前に記しました。實際幕府はその職責に對する考から、あんなお答を申したわけでありまして、この賀茂川浚への事業にしても、朝廷からは専ら、「橋々落、損所等出來、禁裏御料ヲ始メ諸家領知水損不_レ少」といふ理由のみを表にして、關東に御内談遊ばされたのであります。而も陛下が、いかに下民の困窮について御心を勞しましたかは、幕閣が皇妹和宮様（かみやのみや）を將軍家茂の御臺所に御降嫁を願ひ奉つたときに、宮様からの御希望や、御下向後の待遇問題などを御内示になつた數ヶ條の朝旨の中に、特に「窮民救助の事」といふ一項をお入れなされました

一事を以てしても、十分に拜察し得且つ感泣せしめられる次第であります。が、いかに制度先格の爲とはいへ、かくの如き大御心を顯はすすべがあらせられなかつたことは、さぞく御遺憾の極であらせられたらうと察し入り奉る次第であります。

安政六年四月九日鴨社御法樂

登 露

卯月來ぬあふひはかりか民草に

かゝるめくみの露やかけてん

官賊戦歿者の冥福を薦め給ふ 元治元年七月十九日には、所謂蛤御門の戦争がありましたので、堺町御門から蛤御門の一带には幕府・會津・薩摩・長州藩などの兵士が枕を並べて戦死してゐ

ました。然しながら何分當時のことゝて、收容埋葬のことは捗らず、加ふるに、京都の大半は兵燹にかゝつて市民も大方は路頭に迷うてゐるといふ悲惨な有様です。陛下はそれを聞召されると所司代に令して死屍は鄭重に收葬せしめ、罹災民には救小屋を建て、粥施行を行ひ以て市民を安堵せしめられました。が、更に人心平穩に歸した十月には、知恩院に命じ、官賊兩軍の戦歿諸靈抜苦與樂のために、施餓鬼大會を營ませられました。乃ち僧衆五百十口が、阿彌陀經一千卷、別時念佛の法要を勤修したのであります。まことに萬民皆赤子、一視同仁の御廣慈と仰ぎ奉るべきではありませんか。此の大御心故に、我國は内亂に陥ることなく、佐幕、討幕共に尊王に一體となつて、外國の辱めを受けず、全体として一統、護國の正道を進むことが出来たのであります。

その三、朝臣の教育・朝廷の御整頓

學習院を興し給ふ 抑々朝廷に學校を興して、廷臣の向上を計りたいといふことは、先々朝光格天皇様からの御素志であらせられました。が、色々の事情で延びくになつてゐたのを、先帝仁孝天皇様の御熱心な思召によつて、弘化二年十二月には皇居建春門前に地をトし、工を起されることに定りました。然るに仁孝天皇様は翌年正月に崩御になりましたので、自然陛下がその御志を嗣ぎまして、八月には地鎮祭を行ひ、四年三月九日にはいよいよ開講式を行はれたのであります。所謂學習所で、嘉永二年から學習院と改められました。さて當日は關白鷹司政通・學頭參議兼右大辨東坊城（東坊城）聰長（宰相）以下參勤し、孝經（東坊城）大學（寺島丹）孟子（牧善）

中庸（大澤雅）書經（中沼）詩經（岡田）の講義（論語は勸解油小路前）あり、聽講者（四十歳以上の人を推參といひ六十人計り、四十歳以下は聽衆といひ九十三人ありき）一同にも、御内儀から賜はつた御菓子（中納言欠席にて欠講）を頒つたやうであります。又別に役々には御賜物あり、參勤、推參、聽衆の名簿を献上したところ、龍顔ことに御恐悅の趣であらせられたと申します。

其後も學習院に御注意を向けさせ給ひしことは、眞に我々には慮外に感ぜられる程でありまして、毎開講日の出席缺席から各人の學業及び行狀の進況まで、委細御取調になり、時々御褒賞もあり、又役々をして訓誡も加へられました。例へば嘉永元年には烏丸光政・山科言成（六藏）六條有容（六藏）野宮定功・正親町三條實愛（長）長谷信篤・東園基敬（六藏）萬里小路博房等二十一人に、御學問所で謁を賜ひし上に御褒賜、文久二年には徳大寺定則・橋本實梁・四條隆平・東

久世通禧・壬生基修・錦小路頼徳・烏丸光徳・澤宣嘉・岩倉具綱・植松雅言・五條爲榮等二十三人に御褒賜をなされました。

學習院は、「聖人の道を履み、皇國の懿風を崇ぶ。聖經を讀まざれば何を以てか身を修めん、國典に通ざれば何を以てか正を養はん、明かに之を辨じ、務めて之を行ふ」といふ、學則の趣意で講學せしめらるゝ所でありました。故に關白政通が寄附した衝立にも、「聖賢之書を讀み、修齊之志を立て、忠孝之心を存じ、仁義之事を行ふ」といふ朱子の語が記してあり、その講書も、四書五經が主でありました。さればとて決して國道を輕んぜらるゝにあらざ、初のほどこそ漢籍のみでありましたなれ、間もなく國書も採用せられて、毎月三回宛講義をなさしめられたのであります。その間御督勵もある。例へば元治元年三月と慶應二年正月と

には、堂上地下に通じ、嚴しき御諭告を加へ給ひし程で、御一生を通じて、終始御熱心にその生長を念ぜられました。

惟ひまするに、當代は武家中心の時勢であり、而もその由來は久しい故に、武人からは人材も澤山輩出して居り、之に比するとき、公家の社會は殆ど比較になりませんでした。だが陛下がその大御心を國民一般にも直接に光被するやうと思召すならば、先づ以て左右の臣從に人材を御集めにならなければならせられぬことでありました。中々まどろしいことではあります。此の準備があらせられぬ時には、恐れながら皇權恢復の御念願も、結局のところ承久・建武の御覆轍を踏ませられねばならぬとせねばなりません。こんな見地から、以上の如き御精勵を私に窺ひ奉れば、いかにも陛下の御心中を讀み奉ることが出来るやうに

も思ふのであります。而して之は確かに、餘程の御成功をお收めになられました。それは今御褒賜の段に例擧いたしました所の學習院の優等生なりし方々が、時にすでに進行しつゝあつた所謂幕末の波瀾及び之に續く維新の疾風期に於て、現實に非常な貢獻をなされた功臣達であられるといふことを思ひ浮べただけでも、直に了得せられることとあります。

廷臣の御救助 當時廷臣は一體に生活甚だ豊かならず、其體面さへ保て兼ねる有様でありましたが、殊に頻年の水害で、少祿の輩は愈々因窮してゐられたので、嘉永五年には鴨川浚への督促を幕府に致されたことは前に申した通りであります。尙、例へば萬延元年には、參議六條有容・正三位久世通熙の采邑が風水のため大損になつたと聞召し、武家傳奏に命じて内々五百兩の御

下賜を、又慶應元年には靈鑑寺門跡が少祿なる上、領地水旱に苦しむと聞し召して毎年御加勢を仰せ出された如く、御窮乏の内帑からそれこそ文字通りに遣り繰りして、其都度御救助をなされました。その他將軍諸侯等より献米献金等のことがあれば、内侍所を始め、親王・攝家・黒御所・堂上・六位藏人・非藏人・御内儀・口向役人に至るまで、残らず御頒ちになつて、御手許には幾何も御残しにならなかつたと申します。こんな風であらせられますから第宅焼亡の如き災厄に對しては、いつも御手厚き御救助があつたことは申すまでもありません。

廷臣の御戒飭 かく御恩育がありました。が、それは何處までも臣下の大成を望ませらるゝ大乘的なものであらせられましたので、随つて心得違ひや非行は堅く固く誠めて信賞必罰、御統率

は嚴格にして公明正大、恩威並び行はれんことを期して在らせられました。安政四年九月、小番の堂上中、宮規に違ふものあるや、二十一人を一時に止官、差扣、閉門等に附し、且つ一般廷臣にも、

一、禁中にては靜肅にせよ、若輩は古老の教諭に服すべし。

二、超過したる飲酒は慎み、遊興に耽つてはならぬ。

三、卑俗雜沓の地を徘徊し、口論爭撃等の所爲は堅く慎めよ。

四、父子隔絶し、骨肉相傷ふやうなことがあつてはならぬ。邪

淫濫行の所爲また同様である。

といふ四ヶ條を示して、その品位向上を御はかりになりました。その後文久二年五月にはまた、「方今國難深憂の際、國家のため身命を抛ち候士も少からざる事であるから、國患を度外におく様な不埒な進退があつてはならぬ」とお誡めになつてあります。

然るに時勢が切迫して幕府の威信が衰へると、名を朝威の伸張に假つて陛下の至公至遠な御聖謨を攪亂し、爲に國家民生の不幸を招くやうな行爲をする公卿堂上も現はれて参りました。概して陛下は、之を疎暴過激な輩とか激家なりとして大變お嫌ひになつたこととであります。それ故に再々、縉紳は縉紳らしく、その當に務むべき所を務めて家國に奉ずる計に出てよ、徒らに責任なき武家・浪士等の眞似をするな。況んやそれもたゞに武人の未技未節を學び、戎馬して雜沓の地を往來したり、兵器を弄して九門内をも憚らず銃發したり、小番には所勞を稱へつゝ衆を聚めて劍法を講じたりする如きは更に宜敷ないと、固く戒飭せられました。同様の趣意から、或は制禁を犯して密かに京外に出て武家・浪人の輩と祕事を策し、甚しきは雜兵を嘯集して庶民を

害するやうな行爲に及ぶのは、とても御慨きになつた所であり
ます。それは、かくして變亂を招來すれば、忽ちにして萬民の悲
難、加ふるに虎視耽々たる外國が間隙に乗じて、神州動もすれば
その辱めを受けんとす。これ實に陛下には、堪え得られざりし御
懸念であらせられたと伺ひ奉られるのであります。

とは申せ、こんな時でも、御仁慈と申しませうか、御濶達と申し
ませうか、なほ必ず、犯制の行爲については、その志を察し情狀を
酌む御心のゆとりは、曾て以て失はせられませんでした。だから
いつても、「格別の御憐愍を加へて、軽く御裁きになつたのであ
ります。若し陛下がこれほど明察洞達、却つて御自身に反求なさ
るゝ御雅懷があらせられませんでしたならば、今日榮爵を辱く
してゐられない家門、功臣の稱を受くる機會に恵まれなかつた

人達が、如何ばかり多くあつたことでありませうか。仁慈如海と
はまことに陛下の御徳量であらせられます。

内廷の政務容喙を停む

從來堂上の間には、官位その他の願に

ついて、兎角一族或は縁邊の筋を通して、内儀向から運動するこ
とが多く、而もそれは長い間の因襲となつてゐたので、御心よか
らず思召しながらも急に制禁することが御困難でありました。
仍て漸を以て改める御方針を採つておいてになつてゐました
が、文久二年九月には、斷然關白近衛忠愍に諭して表向きに停止
せしめられました。察し奉りますところ、これ實は、當時尊王と攘
夷、佐幕と倒幕といふやうな政治上の大問題が紛糾して、國を擧
げて甲論乙駁、昨是今非といふ有様で、殊に勤王か佐幕かの抗
争は激烈を極め、その活動内廷にも及んで、至公至平、中道を往か

んと望みました。陛下の御態度を、動もすると攪亂するものがあつたかに考へられるのでありまして、その後二年、元治元年十月になると長橋局以下内廷奉仕の女官數人に退役謹慎などを命ぜらるゝといふことまであらせられました。婦人が表向きのことに関與することの不利は、古來東洋の通じた教へであります。陛下はそれを御矯正になつたと申上げねばなりません。

内裏の御造營

以上は要するに、みな朝廷内部の實質的品位を高めさせられる御努力でありましたが、同時にその外面的整頓にも御心を盡させられ、相應じて以て朝威の尊嚴を増暉あらせられました。即ち安政元年四月六日皇居が焼失するや、一旦内侍所・劍璽を奉じて鴨社へ行幸、ついで聖護院に遷幸、十五日になつて桂殿に遷御あつて之を假皇居と定められました。間もなく

關東から早急御再造のことを申し上げたので、橋本實久・東坊城聰長・萬里小路正房を御用掛に、中山忠能・大原重徳・裏松恭光を修理職奉行、石井行遠を同加勢に任命して、翌年十一月御還幸になりました。之れ即ち今の京都御所でありました。さて造營の功を以て、將軍家定に推任叙の御内旨までも賜はりました。が、家定は家例なき故を以て拜辭致しました。

「當時年中行事」の御撰述

一体この時の御炎上は、内侍所を御

出し奉る暇も辛うじてあらせられたほどで、禁中の舊簿類も悉く焼亡し、従つて議奏職の公務執行にしても、爾後全く心覚えによる外はないことになりました。かくては朝儀の變替廢絶も免れ難く、まことに嘆はしいことでもあります。ことに陛下は御孝心深くましますことゝて先代の故儀の湮びんこと憂慮あらせら

れまして、廣橋光成・園基豊・久我建通・橋本實久の四人に命じ、禁裏に於ける御焼亡前の行事に關する記録を撰述せしめ、萬事之に據ることになさせられました。當時年中行事二卷即ちこれでありす。

第六章 朝權の御確立・國威の御保持

本章に論ずるところは、勿論第五章の題目中に包含さるべきものであります。然しながら、一ツには前章に説述致しました三節目は、概して朝廷が從來より御取捌きになつて居つた種類の御政事であるのに對し、本章に記述せんとすることは從來關東に於て專擅せしのみならず、朝廷の御口入を抑制し奉つて來たその所謂高等政策に關する方面のこ

とであること。二ツにはまことにこの事こそ、實は陛下が最も強く御心を勞し給ひしものなること。三ツには、尙又この事こそ眞に當時の國民的國家的大問題であつたこと。此の三ツの點から、多少記述に一般的背景を加へねば、陛下御苦心の程とまたその歴史的意義とが解りにくいので、特に章を分けて論ずることに致しました。第三章に照し合せつゝ、第四章に續くものとして御讀みを願ひます。

その一、米露兩艦の渡來

ペルリ初度の渡來 嘉永六年六月三日北亞墨利加合衆國の水師提督マツシウ・シー・ペルリは、部下の四艦を率ゐて開國通商の要求をなすべく、浦賀港に乗りつけて參りました。彼の胸中には

侵略の祕計が組織的に考慮されて居り、彼の態度が徹頭徹尾挑戰的にして傲慢無禮、威嚇これことゝし、凡そ當時の東洋人が了解してゐたところのあらゆる國際慣例を無視してゐるものであつたことは、今更贅説するまでもありません。果して彼の此の態度、云ひかへればその率ゐる黒船の有する威力は、二百餘年間國際競争の油斷ならぬ世界から遠く離れて、獨り己れの平和なる生活に満足し、歡樂に麻痺してゐた我國人を驚怖せしむるには十分なものがありません。「泰平の眠を覺ます上喜撰、たつた四杯で夜も寝られず。」浦賀では恰も腫物にさはるが如く、警衛の四藩は陸上で見物する計り。」これが偽りない現場に於ける我國人の彼に對する態度であつたのであります。

とは言へ、之を以て直ちに、我國人が懦弱であつたと嘲つては

なりません。「武具馬具師、亞墨利加様とそつと言ひ」て、事實我國に於ては、上は國防軍總司令官たる將軍家から、中は各部隊長たる諸侯、下は一兵卒たる旗本陪臣に至るまで、殆ど一人として彼の新鋭なる大砲に拮抗し得る武器を持つてゐる者はなかつたのであります。況や中央政府にあつては、何よりも先づ大事な倉庫が空虚、大名武士も借錢だらけ、それに總司令官（十二代將軍家慶四日危篤に陥り十二日には薨去）は頻死の重病、これではどんなにもがいても、彼我應接の場合「主客所を換へた」有様になつたのは如何にも無理からぬ事情があつたと申さねばなりません。

プーチャチン初度の渡來　そこで幕府は、ペルリの要求には來年答へる旨を諭して、十二日には引上げしめ得たのであります。だが、それから間もない七月十七日には、露國の水師提督プーチ

ヤチンがまた四隻の軍艦を率ゐて長崎に参り、通交の開始と樺太境界の議定とを申し入れました。幕府は直に應接使を派して之を宥めしめたのですが、此人は態度甚だ順當穩和であり、將來開國といふことに満足して翌年正月八日に立去りました。

京都への奉伺を幕府に促し給ふ。さて此等外交事件の経過は

前年の御催促もあり、幕府からほゞ其都度報告して参りましたので、朝廷は嘉納あらせられたのですが、何しろ事が重大なもので七社七ヶ寺に祈禱を申付けられ、且つ此年（嘉永六年）十月家慶の世子家定に將軍宣下を遊ばされた時には、特に傳奏三條實萬（つひ）坊城俊明（あき）を下向せしめ、「關東も一方ならざる配慮ならん。誠に神州の一大事なれば、衆心堅固に、國辱後禍なき様、京都にも相談して取計へ」と申付けられました。これ實に、弘化三年八月の海防御

督勵以來の御方針に基かせられた御英斷でありまして、こんな御精神があらせられた故に幕府は七百年の慣例に基き二百年來の主義をすて、上は朝廷に稟申し、下は諸侯有司旗本にまでも意見を徴するといふ新方針に出たのであります。そして之が反つて幕威を失墜する原因になつたことは夙に通説せられてゐる通りであります。だがそれも一面から言へば幕府に專斷する智慧と力とがなかつたからで、當時の首席老中阿部伊勢守（名は正弘、備後福山藩主）は、長者の譽れ高く、時勢を明察する政治家であつたので、このたびの勅使にも胸襟を開いて接對いたしましたために、三條卿等も極めて満足して歸京復命申上げ朝幕の間甚だ御圓滑にあらせられた次第でありました。

ペルリ再度の渡來　ペルリは浦賀を去つてから琉球に貯炭所

を設け、小笠原島に占領の銅版記文を埋めて、嘉永七年(十一月二十七日 日安政三改元)正月十一日には、軍艦九隻を率ゐて再び浦賀に入港し、去年の答書を求めました。而も此度は「首府たる江戸に於て應接せらるべき事」を頑強に主張し、艦隊を提げて内海に闖入し、小艇を以て岸に上陸したるのみならず、或は空砲を放ち、或は樂隊を囃して無智なる邦人を威嚇し、剩へ願意若し容れられずんば、直に近海より五十隻、カリフホルニヤより五十隻を呼び寄せ、一舉にして日本を焦土にせんなどいふ無禮な揚言までしたのであります。こんな勢である故に、幕府も之に制せられて、已むなく林大學頭以下を應接掛として交渉せしめ、而も彼が要求の大部を容れて、日米和親條約十二ヶ條を締結し、三月三日には調印したのであります。これが所謂神奈川條約で、彼の要求せし所は、和親貿易と漂

流民の救恤と、石炭及び薪水食料の供給であつたので、貿易は拒んで船中の闕乏品だけを賣渡す、その爲めに、下田・箱館の二港を開かうといふことにしたのであります。

京阪の警備を促し給ふ 此時國內では、今にも開戦となるかと思ひ、津々浦々まで大騒ぎでありました。幕府も京都には先づ意を配り、その警備に付いて所司代から御附武家・御目付・奈良奉行等に所見を徴するといふ有様になりました。而してそれ等の歸するところ、異人の大砲は拒ぐ術がなく、堅城を築いても用をなさぬとて、吉野・比叡へ御遷幸を仰ぐことまで考慮した次第であります。時にまた京都では、二月になるとハルリスが、若州浦に廻るやも計られぬといふ評判がありましたので、朝廷でも安んぜられずして近畿警備の状況を關東へ御尋ねになり、幕府からは

遺漏なき旨を奉答して居ります。それと同時に諸廷臣には、萬一の場合の行幸供奉の用意として、家族の立退き、領所の始末方で勘考しておくやう御達しもあらせられました。

神奈川條約御嘉納

然るにその後幕府から、當時未だ水陸の軍備が整はないので、餘儀なく平穩の處置に出でたる旨を申出でましたので。陛下には「己を得ぬこと」と御認察になり、且つ此の儘で遷延しては、諸外國も追々渡來して國力疲弊、國家如何と考へるから、御自分にも深く愼んで國の爲め、民の爲め祈念を凝らしてゐるに付き、武門に於ても警戒を怠らぬやうにと、御督勵になりました。

プーチャチン再度の渡來

此時にあたり露使プーチャチンは日米和親條約の締結を傳聞して、九月十八日突如大阪灣に乗込

んで参りました。何分倉卒の際ではあり、前から人心が興奮してゐたことゝて、この時には京攝の動搖甚しく、大阪城代は近畿の諸藩を促して沿岸警備を整へ、京都も亦戒嚴を布いて龜岡藩以下に警衛を命じ、朝臣また御遷幸と不可避に思つて大騒ぎをいたしました。俗に浪華の變と申します。梅田雲濱が、「妻臥病床兒泣飢」と吟じて、京の假寓から隻手下阪したのも實に此時でありました。世情此の如くでありますから、陛下も御軫念あらせられ、ことに常膳を減じて、天下の泰平・國家の靜寧・萬民の安穩を七社七ヶ寺に御祈りあらせられたことであります。

七藩をして京攝を守らしむ

露艦には武家から下田に廻航を交渉したので、十月三日退帆致しましたが、幕府もこれからは京攝方面に關しても眞劍になり、十一月には御叡旨を體して、彦

根・小濱・郡山・篠山・淀・膳所・高槻の七藩に京都を守備せしめ、伊勢大神宮附近の海岸を見分し、紀州・淡州・播州等に臺場を築き、上久世河原に西洋砲術の調練を行ふなど、防備に心熱なことでありました。

英・露との條約御嘉納

ブーチャチンと幕吏とは下田で談判して、十二月和親條約を結びましたが、是より先き、英國使節とも長崎で條約を結んであつたので、翌安政二年九月、幕府から此等を批准したとまで奏聞致しましたところ、「殊の外叡感に在らせられる。先以て御安心あらせられた。容易ならざる事情、かほどまでに人心が居り合つたのは千萬御苦勞と思召される。尙此上の取扱振り、御國體に拘らぬ様頼み思召される。」といふ御沙汰を賜つたのであります。

その二、條約勅許問題

江戸條約 神奈川條約には、半年後から合衆國官吏の下田駐在を許してありましたので、安政三年七月には總領事タウセンド・ハルリスが着任して参りました。彼は本國大統領から、神奈川條約を改訂して完全なものにする全權を受けておりましたので、先づ將軍に謁見して國書を捧呈すること、次に自由貿易を許す條約を締結せんことを極めて強硬に要求致しました。幕府は言を左右にして之を歇めてゐたものゝ終にはその條理論と威嚇とに通るゝ術なく、翌四年七月にはハルリスの登營を許しました。仍て彼は十月入府、二十一日登城して將軍に謁見し、國書を捧呈し、二十六日には老中堀田備中守（正睦、佐倉藩主）の役宅で、宇内の大勢を

説き開國貿易の利あることを詳述いたしました。幕閣も既に國是を變じ開國の方針を採ることに一定してゐたことゝて、ハルリスの上申書を和解して、廣く諸大名・有司に頒ち各の所見を徴したのであります。勿論この邊のことは、概ね朝廷には奏聞を遂げてあり、此度も上申書和解を添へて進奏いたしました。それ故に、朝廷におかせられてもほゞ御諒解あらせられ、十二月所司代本田美濃守(忠民、岡時藩主)から、ハルリスの要求せる内貿易は之を許し、下田は閉ぢて之に代るべき港を開き、彼の國の全權公使をも駐劄せしめんとする方針なることを奏上致した際には、皇居の御警衛も御手薄(七藩の衛兵は本年一月減せしめられたり)の際であるから、公使を置き代港を開く場所は畿内近國を除く地方に於てする様にといふ御沙汰があつたのみでありました。かくて江戸ではハルリスと、幕府の

全權岩瀬肥後守忠震・井上信濃守尙清との間に條約改正の談判が進み、翌五年正月には、日米通商條約十四ヶ條を議定いたしました。所謂江戸條約がこれであります。

朝廷御方針の一變 此の如く陛下の叡慮は極めて轄達であらせられ、國體の瑕瑾國民の憂苦にさへならなければ、開國決して嫌はせらるゝのでありませんでしたが、幕閣の無經綸と無誠意と、及び之に加ふるに廷臣の無知頑固と、更には復た關東内部に於ける將軍繼嗣問題にからまる朋黨的勢力争ひとが纏れ合つて、茲に言ひ知れぬ難澁な政情を展開せしめ、剩へ度し難きくさぐさの策謀が一層之を紛糾亂雜、而して明鬪暗鬪遂に收拾すべからざる人心の不一致を招來せしめました爲に、残念にも聖慮を硬化させ參らせ、遂には畏多いまてに御辛勞を嘗めさせ奉る

に至つた事は、返すくも歴史上の遺恨事と痛憤事であります。世人は既にその頃、阿部伊勢守(安政四年六月十七日)歿後の幕閣はとかく孤立したと観測しましたが、實に然りであります。又安政の大地震に藤田寅次郎・戸田銀次郎の兩知臣を失つてから、水戸前中納言の聰明も薄らいだと言ひましたが、之も誤つてはゐないやうである。加之、嘉永六年繼職した十三代將軍家定は多病であり、さなきだに衰弱漸く崩した幕府は、最早日本全國を一令の下に動かす實力を失つてゐました。而も帝國主義・重商主義的な西力に對しては、舉國一和、上下一致して之に當ることが、先づ何よりも緊急事であらねばなりません。それ故に我が聰明なる孝明陛下は、此の困難な時局の中心に御座しまして、條約の締結は國家の安危・人心の折合に關する重大事なるが故に、三家以下諸大名の意

見を篤と聽いた上で決定せねばならぬといふ意見を堅持しておいでになりました。初めの聖慮とは稍々變りしもの、而もそれは幕府を中心とする國內の事情が著しく變化したからでありまして、此の變化を察知し、之に應じて正しく御意見を進展せしめまししところ、眞に之を鑽ればいよく堅く、之を仰げばいよく高きものを感じ奉ることでありませぬ。

實は此頃關東に於ける諸大名の意見は、隨分區々に分れて居り、殊に積年の餘習幕府に對してはその思ふ所をあからさまに申出づる事が不可能でありましたので、人心は鬱結し士氣は舉りません。だから識者の間には言路洞開の叫びが強かつたので、外交問題にしても、その利害如何といふよりもかゝる國家の休戚に關する大事件は、幕府が專擅すべきものでなく、上は朝廷に